(49)

国連海洋法条約附属書 VII によって組織される 仲裁裁判所及びその問題点の検討

――判決の分析を通して――

林 秀 鳳

- I はじめに
 - 1 「拘束力を有する決定を伴う義務的手続」の重要性
 - 2 附属書 VII 仲裁の2つの形式
- Ⅱ 附属書 VII のメカニズム
 - 1 仲裁裁判所の成立は原告の意向が決定的
 - 2 仲裁人の資格
 - 3 余剰的な手続として提起される仲裁裁判への紛争当事者の対応
 - (1) 欠席
 - (2) 管轄権問題などの先決的抗弁の提起
 - A 附属書 VII 仲裁への提起
 - B 第1の同一の手続への提起
 - (3) 手続終了要請
- Ⅲ 附属書 VII 仲裁裁判所が解釈した管轄権決定に関連する規定
 - 1 第297条と第298条
 - (1) 第298条1項(b)号と第297条2項、3項の関係
 - (2) 第298条1項(a)号(i)目
 - 2 第281条
 - 3 第283条の「意見の交換」と「交渉」の関係
 - 4 海洋境界画定に関連する規定(第74条・第83条)、第283条及び第298条の関係
- Ⅳ 附属書 VII 仲裁から生じうる問題
 - 1 国際社会における不平等の問題を防止するのか
 - 2 海洋法条約の解釈及び適用の統一性を築くのか
 - 3 紛争解決メカニズムを強化するのか
 - 4 仲裁判決が、海洋法条約の不可分の一部となるのか
- V おわりに

I はじめに

1982年の国連海洋法条約(以下、海洋法条約ないし UNCLOS)は、「海の 憲法 | とも称せられ、1958年のジュネーヴ海洋法四条約にとって代わるもの である。この新たな条約の重要性は、①領海の幅が12海里と確立されること、 ②200海里の排他的経済水域(以下、EEZ)を設定する沿岸国の権利が認め られること、③大陸棚の範囲の再定義、及び④大陸棚の外側にある海底及び その下を「深海底」という全く新しい制度が導入されること。さらに、姜皇 池教授が述べるように、国際社会にとって、海洋法条約の最大の革新は「拘 東力を有する決定を伴う義務的手続 | (以下、義務的手続) の成立である¹⁾。 この義務的手続に関して、西村弓教授は、海洋法条約附属書 VII によって組 織される仲裁裁判所(以下、附属書 VII 仲裁裁判所)はデフォルトとして選 択されていると指摘している²⁾。しかし、海洋法条約の発効以来、附属書 VII に基づいて一方的に仲裁裁判所に付託され、同裁判所は管轄権を有しないと 異議を申立てる紛争当事者は少なくなかった。さらに中国、ロシアは極端な 例として裁判を欠席した。それは、紛争当事者が義務的手続に遵守しないこ とに過ぎないか、それともこの最大の革新自体にはなんらかの問題が存在し ていたということなのか。

そこで本稿では、それに関して、次のように分けて検討していきたい。まず、(I)「拘束力を有する決定を伴う義務的手続」と附属書 VII の関係を検証する。次に(II)附属書 VII 仲裁裁判は義務的手続の一つとしていかに機能しているか、又(III)なぜ、紛争当事者が附属書 VII 仲裁裁判所の管轄権に対して異議を申立てるのが少なくなかったのかについて明らかにする。そして(IV)附属書 VII 仲裁から生じうる問題を検討する。最後に、(V)以上の結論をまとめる。

¹⁾ 姜皇池『國際海洋法「下冊]』(學林、2018年) 1647頁。

²⁾ 西村弓「海洋紛争の解決手続きと法の支配」『国際問題』第597号(2010年)38頁。

1 「拘束力を有する決定を伴う義務的手続」の重要性

海洋法条約は、パッケージディールとして成立された条約であり、その内 容には妥協の産物として曖昧な規定が多く存在している。それは「妥協がな ければ、条約の成立は不可能だしからである。そこで「条約が合意に到達す るために必要となる妥協を安定させ且つ維持するには、実効的な紛争解決手 続が不可欠とされる。紛争解決手続は妥協の精緻な均衡状態を保つための枢 軸である。手続がなければ、妥協は早急且つ永遠に崩壊するのであろう3。| 他方、アラン・ボイル (Alan Boyle) 教授は、詳細な内容に合意できなかっ た規定は紛争解決手続を通じた後の発展が期待されていると指摘している。 もっとも、海洋法条約の起草過程において、主権平等の立場から、第三者 による拘束的決定による解決に全面的に反対という国はいくつかあり、前述 の1958年のジュネーヴ海洋法四条約のように、条約本文と別にして、紛争解 決のための選択的議定書を作成するよう主張した⁵⁾。しかし、それらの国に 対して、義務的手続を受諾する選択議定書に署名しないことが懸念され、義 務的手続に関する諸規定は、最終的に条約本文の一部として導入されること となった。ピーター·マランチュク (Peter Malanczuk) 教授が述べるように、 海洋法に限らず、これまでの条約の問題は、拘束力を有する決定を伴う手続 が適用されないか、あるいは条約の全当事国によって批准されない別個の議 定書に規定されるか、のいずれかであったが、海洋法条約は、各批准国を同 時に自動的に紛争解決条項の当事国にするとなっている⁶⁾。

海洋法条約第15部「紛争の解決」の第286条が、各批准国を同時に自動的

Memorandum by the President of the Conference on document A/CONF, 62/WP, 9/ Add, 1 (31 March 1976), UN, Doc/A/CONF, 62/WP, 9/ Add, 1, para, 6.

Alan Boyle, 'UNCLOS Dispute Settlement and the Uses and Abuses of Part XV', Revue Belge de Droit, Vol. 47 (2014), p. 187.

⁵⁾ 中国はその一つである。Myron H. Nordquist (ed.), United Nations Convention on the Law of The Sea 1982: A Commentary Volume V (Martinus Nijhoff Publishers, 1989), p. 43.

Peter Malanczuk, Akehurst's Modern Introduction to International Law (Routledge, 1997), pp. 298–299.

に紛争解決条項の当事国にする規定であり、同条は「第三節の規定に従うこ とを条件として、この条約の解釈又は適用に関する紛争であって第一節に定 める方法によって解決が得られなかったものは、いずれかの紛争当事者の要 請により、この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所に付託される」と 定めている。2006年のバルバドス対トリニダード・トバゴ仲裁事件(Barbados v. Trinidad and Tobago) において、仲裁裁判所は第286条に対して、「…仲裁 手続の一方的な援用は、UNCLOS 第300条の権利乱用とみなさない…。第 286条は一方的な権利を付与する。同項は、相手国との協議や合意なき一方 的な行使は、条約が付与する権利の直接の行使であるというように想定され たものである。この状況は、両当事国間に国際司法裁判所規程(以下、ICJ 規程)第36条に定める『選択的条項』受諾宣言が行われた場合、国際司法裁 判所の手続開始に関する状況に相当するもの | と説明した⁷。すなわち、第 286条はいわゆる裁判条項であり、いずれの締約国も条約を批准すると同時 に、この裁判付託義務を定める条項を自動的に受諾することとなるのである。 けれども、正確に言えば、海洋法条約は、ICI規程とは反対の性質を有す る条約である。海洋法条約の下、義務的管轄権を受諾することが原則、同意 付託が例外ということに留意しなければならない。紛争当事国が裁判手続を 一方的に利用できるのは「いずれかの紛争当事者の要請により」という文言 に基づくからである。前にも述べたように、海洋法条約は、第3次国連海洋 法会議においてさまざまな利害関係の調整と妥協を経てパッケージディール として成立された条約であり、その内容が、特定の国の一方的な行動によっ て害されることがないようにある種の保障を設ける必要性は認識されてい る

8)。言い換えれば、すべての紛争当事者の法的権益を守るために、いずれ かの紛争当事者は、一方的に手続を利用する権利を有する一方、他の紛争当 事者は義務的手続に参加し、異議を申し立てる権利を有するということであ

Barbados v, Trinidad and Tobago, Award of the Arbitral Tribunal (2006), pp. 64-65, paras, 207-208.

⁸⁾ Boyle, *supra* note 4, p. 185, 西村「前掲論文|注2)37頁。

る。

もっとも、起草過程において、海洋法に関する紛争を義務的手続に付託することに同意する国は多いが、管轄裁判所に対しては見解が多岐にわたる。たとえば、イギリス、アメリカ、イタリア、日本などは ICJ に管轄権を付与すると主張している。これに対して、新興独立諸国は、裁判官の人数が多く、その「配分が地理的に衡平に行われる」裁判所こそが、新興独立諸国の利益に反映できると主張し、また社会主義国家は、仲裁手続しか受け入れないと主張している⁹。このように、各交渉国の妥協を基に、第287条1項が以下のように採択された。

「…書面による宣言を行うことにより、この条約の解釈又は適用に関する紛争の解決のための次の手段のうち一又は二以上の手段を自由に選択することができる。

- ①附属書 VI によって設立される国際海洋法裁判所(以下、ITLOS)
- ②国際司法裁判所(以下、ICJ)
- ③附属書 VII によって組織される仲裁裁判所
- ④附属書 VIII に規定する一又は二以上の種類の紛争のために同附属書によって組織される特別仲裁裁判所。」

国連公式サイトによると、168の締約国(実際、167カ国と欧州連合・EU)において、積極的に手続を選択しているのはわずか50カ国 10 。すなわち、手続の選択を行っていないのは、118カ国(117カ国及び EU)に及ぶ。西村教授は、これらの国が積極的な意図をもって附属書 VII 仲裁を選択している

⁹⁾ ICJ に対する新興独立諸国の不満の始まりは、1963年の北部カメルーン事件及び1966年の南西アフリカ事件である。また東欧の社会主義国は、ICJ の管轄権を認めなかった。姜『前掲書』注1) 1648-1649頁: 浅田正彦『国際法 [第5版]』(東信堂、2019年) 459頁。

Choice of procedure, at https://www.un.org/depts/los/settlement_of_disputes/choice_ procedure.htm (as of June 8, 2022)

のか否かについては不明であると指摘している¹¹⁾。なぜ附属書 VII 仲裁がデフォルトの義務的手続とされているのか。

2 附属書 VII 仲裁の 2 つの形式

どの裁判所が管轄権を有するかについて意見が対立していたので、各交渉 国は、最終的に附属書 VII 仲裁裁判所をデフォルトの手続とすることにし た¹²⁾。もっとも、起草過程において、オランダのリファゲン(Riphagen)教 授は、紛争が生じた場合、手続を選択しない当事国が、他の当事国の選択し た手続を受け入れているものとするよう提言した。また、当時のアメラシン ゲ (Amerasinghe) 議長は、手続の選択を行わない当事国が、ITLOS を管轄 裁判所として受け入れているものとするよう提言した。しかし、義務的手続 を拒否する当事国は、さらに相手国の選択した手続を受け入れることに強く 反対するし、各国は交渉を重ねたうえで、仲裁裁判を最も受け入れ可能な選 択肢とし、手続の選択を行わない当事国は仲裁裁判を第2の選択として受け 入れることで合意した¹³⁾。このように、海洋法条約第287条3項は、「締約国 は、…効力を有する宣言の対象とならない紛争の当事者である場合には、附 属書 VII に定める仲裁手続を受け入れているものとみなされる」と規定し、 5項は、「紛争当事者が紛争の解決のために同一の手続を受け入れていない 場合には、当該紛争については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、附 属書 VII に従って仲裁にのみ付することができる」と規定している。すなわ ち、第287条3項、5項は、裁判付託義務を定める規定でもあり、締約国が 附属書 VII 仲裁裁判をデフォルトの手続として受け入れているものと規定し ている。

すべての締約国は第2の手続が同一のものとされるが、実際、海洋法条約の下の附属書 VII 仲裁裁判は、第287条1項に基づいては、選択的手続として、

¹¹⁾ 西村「前掲論文」注2) 38頁。

¹²⁾ 海洋法会議では当初 ITLOS をデフォルトの手続とされた。Memorandum, supra note 3, paras. 23-24.

¹³⁾ Nordquist (ed.), *supra* note 5, pp. 43-44.

又5項に基づいては、余剰的手続(residual procedure)として、2つの形式で存在している 14)。現時点では、エジプトとスロベニアのみが附属書 VII 仲裁裁判を唯一の手続として選択している 15)。また附属書 VII 仲裁裁判を含め、2つ以上の手続を選択しているのは、ベラシール、カナダ、デンマーク、ドイツ、ポルトガル、ロシア、東ティモール、チュニジア及びウクライナの9カ国。とはいえ、これらの国は、いずれも手続の選択を問わず紛争が生じたら、第1の同一の手続が存在しない場合、第2の同一の手続(つまり、仲裁裁判)に付することとなる。

しかし、附属書 VII 仲裁裁判を選択しているということが、すなわち附属書 VII 仲裁裁判を積極的に支持するというわけではない。たとえば、2017年のピラン湾(Gulf of Piran)海洋境界画定紛争事件は、スロベニアが附属書 VII に基づいて提起したのではなく、欧州委員会の周旋により締結した仲裁付託合意に基づいて開始した仲裁裁判事件である¹⁶⁾。また、紛争当事者が同一の手続として附属書 VII 仲裁裁判に付託した事件は、現時点では、2016年の黒海、アゾフ海及びケルチ海峡における沿岸国の権利に関する紛争事件(Dispute Concerning Coastal State Rights in the Black Sea, Sea of Azov, and Kerch Strait 及び2022年のウクライナの海軍船舶及び船員の抑留に関する紛争事件(Dispute Concerning the Detention of Ukrainian Naval Vessels and Servicemen)のみである(いずれもウクライナ対ロシア)。一方、積極的に選択してはいないが、附属書 VII 仲裁裁判に対して積極的な態度を取る国はある。たとえば、インドは、いつも紛争を常設仲裁裁判所(Permanent Court of Arbitration: PCA)を通じて解決するほうが好みであるとしている。UNCLOS に関する紛争の場合、2014年のベンガル湾仲裁裁判事件及び2020

¹⁴⁾ *Ibid*, p. 422.

¹⁵⁾ Declarations and Reservations, at https://treaties.un.org/Pages/ViewDetailsIII.aspx?src= TREATY&mtdsg_no=XXI-6&chapter=21&Temp=mtdsg3&clang=_en#EndDec (as of June 20, 2022)

¹⁶⁾ Arbitration Between the Republic of Croatia and the Republic of Slovenia, Award of 29 June 2017, Final Award, p. 29, para, 98.

年の Enrica Lexie 号事件にみられるように、インドの好みは、附属書 VII 仲 裁を通じて PCA において解決されることである 17 。確かに、インドはいずれの事件においても被告国として積極的に対応していたのである。

Ⅱ 附属書 VII のメカニズム

通常、紛争が生じた場合、仲裁裁判を開始するには、紛争当事国は、仲裁裁判所の組織やその権限付与への同意を表明するための裁判付託協定(付託合意、又はコンプロミー compromis)を締結する。たとえば、1925年のパルマス島事件において、米国とオランダはパルマス島をめぐる領有権問題を仲裁裁判に付託するための特別協定を締結した。あるいは、当事国は、条約の中に仲裁裁判付託義務に関する条項を事前に導入し、紛争が起きたら、その条項に基づいて仲裁裁判に付託する。しかし、後者の場合、締約国が裁判条項に従って仲裁裁判に参加しないことがある。その場合においては、条約は有名無実と化すことになる。たとえば、ICJの1950年ブルガリア、ハンガリー及びルーマニア平和条約(以下、東欧3国平和条約)の解釈事件では、条約委員会は東欧3国が委員の任命を拒否したことによって、成立が不可能となった。したがって、附属書 VII 仲裁裁判が余剰的手続として提起される場合、同様な問題が生じうるから、附属書 VII においては、一方的に付託する紛争当事者の訴訟権利を保護するとともに、義務的手続制度を確保するための何らかの工夫がされるのは必至である。

1 仲裁裁判所の成立は原告の意向が決定的

附属書 VII 第1条に基づいて、紛争当事者が他の紛争当事者に書面による

¹⁷⁾ インドが仲裁を優先する理由は、PCA が最古かつ最も有望な紛争解決機関であり、ITLOS の管轄権を拒否する理由は、ITLOS にとって国家安全保障及び国家境界線への配慮は重要ではないことにある。Why India Needs to be On the International Continental Shelf Commission, at https://thewire.in/diplomacy/maritime-territory-continental-shelf-unclos-india (as of August 8, 2022)

通告をあてた日が、仲裁裁判付託の日となる。したがって、附属書 VII 仲裁裁判が前に述べられた仲裁裁判と大きく異なる点は、仲裁裁判に付託する前の裁判付託協定が必要ではないことである¹⁸⁾。しかし、附属書 VII 仲裁裁判が開始されるとはいえ、管轄権確認を行使するための仲裁裁判所が予定通りに成立できるかどうかは、より重要なことになる。

東欧3国平和条約の解釈事件では、いずれかの紛争当事国が自国の委員を 任命しないことに伴い、条約にいう委員会の成立が不可能という問題が明ら かになった。東欧3国平和条約は、「本条約の解釈又は行使に関する紛争は、 直接の交渉によって2カ月以内に解決されないときには、いずれかの紛争当 事者の要請により、委員会に付託される。委員会は、各当事国の代表及び双 方の合意による第3委員から構成される。関係紛争当事者が1カ月以内に第 3委員の任命に合意に達することができない場合、国連事務総長は他の当事 国の要請により、第3委員を任命することができる」と規定している。しか し、紛争当事国が自国の委員を任命しない場合、事務総長は他の当事国の要 請により第3委員を任命し、委員会を構成することができるかどうかが問題 となる。ICJは、この問題に対して、この条約の文言の自然かつ通常の意味 によれば、各当事国の委員が任命されたのちに第3委員を任命することが意 図されているとし、2名構成の委員会はこの条約が想定した委員会ではない との見解を示した。かくして、東欧3国が自国の委員を任命しないことは、 委員会の構成を不可能にし、第3委員の事務総長指名を奪うことになった。 また、東欧3国が条約義務の履行を拒否することは、国際的責任を起こす。 しかし、条約義務の違反により、条約が想定しない委員会を構成することは ない、と判示した190。

上記の事例から、もし一方的に提起された附属書 VII 仲裁裁判では、いず

¹⁸⁾ Nordquist (ed.), supra note 5, p. 422.

¹⁹⁾ 同条約は、紛争当事国が第3委員の任命について合意することができない場合には、いずれの当事国の要請により、国連事務総長は任命を行うと規定している。Interpretation of Peace Treaties with Bulgaria, Hungary and Romania (Second Phase), Advisory Opinions, 18 July 1950, pp. 9-11.

れかの紛争当事者が仲裁人(又は仲裁裁判官)を任命しないと、附属書 VII に定める5名の仲裁人で構成する仲裁裁判所の成立が不可能であることは考 えられる。この問題を解決するために、附属書 VII 第3条は以下のような予 防措置を講じている。まず、第3条(c)項は、他の紛争当事者(被告)は書 面による通告を受領した時から30日以内に、1人の仲裁人の任命が行われな い場合には、手続を開始する紛争当事者(原告)は、この期間の満了の時か ら2週間以内に、ITLOS裁判所長に30日以内に任命を行うよう要請すること ができると規定している。そして他の3名の仲裁人の任命についても同様な 規定がなされている。(d)項は、他の紛争当事者(被告)は書面による通告 を受領した時から60日以内に、残り(3人)の仲裁人の任命について合意す ることができない場合には、この期間の満了の時から2週間以内に、ITLOS 裁判所長に30日以内に任命を行うよう要請することができると規定してい る。附属書 VII 第3条に従って仲裁人を任命することは、いずれの紛争当事 者にとっても権利である。しかし、被告が規定に従って行わないと、原告の 権利へと切り替わってしまうのである。原告は、ITLOS裁判所長に裁判官の 任命を行うよう要請することができ、裁判所を一方的に成立させることにな る。

したがって、被告は自らの権利を放棄しない限り、附属書 VII 仲裁が有する柔軟性を利用することができる。たとえば、附属書 VII 第 3 条には、「紛争当事者が別段の合意をしない限り」という文言があるので、紛争当事者が別段の合意がある場合、仲裁裁判所は必ずしも 5 人の裁判官で構成されなければならない。たとえば、2016年の Duzgit Integrity 号仲裁裁判事件(The Duzgit Integrity Arbitration, Malta v. São Tomé and Príncipe)において、2013年マルタは、一方的に仲裁裁判に付託したが、その後、相手国のサントメプリンシペと、附属書 VII 第 3 条の規定に準じて適用し、残りの 2 人の裁判官が ITLOS 裁判所長により任命され、3 人の裁判官で仲裁裁判所を組織することに合意した 20 。

²⁰⁾ The Duzgit Integrity Arbitration (Malta v. São Tomé and Príncipe), Award (2016), p. 2, para, 9.

また、附属書 VII によって組織される仲裁裁判所の多くは、PCA の国際事務局が書記局として取り扱っている。2000年のみなみまぐろ事件だけが、国際投資紛争解決センター(International Centre for Settlement of Investment Disputes, ICSID)を書記局としてするよう依頼した²¹⁾。

2 仲裁人の資格

附属書 VII 第2条によれば、各締約国は4名の仲裁人を指名することができ、これらの仲裁人は、海洋問題について経験を有しており、かつ、公平であり、有能であり及び誠実であることについて最高水準の評価を得ている者である。仲裁人の名簿は、国連事務総長が作成し、保管する。この名簿は参考に資するものであるが、ただし第3条(e)項は、仲裁人は、ITLOS 裁判所長により任命される場合にのみ、この名簿に記載された者のうちからでなければならないと規定している。

附属書 VII 第 2 条は、仲裁人について「独立及び公正」(independence and impartiality)でなければならないようなことを規定してはいないが、2015年のチャゴス諸島海洋保護区仲裁裁判事件において、モーリシャスは、イギリスが任命したクリストファー・グリーンウッド(Christopher Greenwood)裁判官の独立及び公正について問題を提起した²²⁾。モーリシャスは、裁判所は海洋法条約第293条に基づいてこの条約に反しない国際法の他の規則を適用するものとし、裁判官が独立及び公正であるという要件は、国際仲裁手続においてはもちろん、附属書 VII においても一般的に適用される国際法原則

²¹⁾ South China Sea Arbitration (Republic of the Philippines v. People's Republic of China), Award on Jurisdiction and Admissibility (2015), p. 5, para. 8. [hereinafter referred to as Award of 2015]

²²⁾ グリーンウッド裁判官は2009年から2018年まで ICJ で裁判官として勤めていた。また2010年 12月 FCO 法律顧問任命委員会の委員として任命され、2011年 3 月14日まで候補者の選任などのため勤めていたが、この間、2011年 1 月19日イギリスにより仲裁裁判官として任命された。そこでモーリシャスは、同裁判官とイギリス政府の長期、緊密かつ持続的な関係は独立性の外観が必要とされる目的とは両立できないと指摘した。Chagos Marine Protected Area Arbitration (Mauritius v. United Kingdom), Reasoned Decision on Challenge (2011), p. 1, para. 6, p. 5, para. 35 and p. 6, para. 39.

の一つであると主張した $^{23)}$ 。さらに裁判所に対して、「外観に基づく偏見の基準」(Appearance of Bias Standard)に基づいて、仲裁人の独立及び公正という要件を満たしているかどうかについて検証するよう要請し $^{24)}$ 、グリーンウッド裁判官の任命に異議を申し立てた。

グリーンウッド裁判官を除き、任命された4名の仲裁人は、PCAの実行では、任命された仲裁人に対して公正及び独立声明書ならびに就任受諾宣言が要求されると述べたうえで²⁵⁾、国際商業仲裁及び投資紛争に関する仲裁の文脈で発展してきた仲裁人に関する原則及び規則は、本件のような国家間の紛争に適用可能とは考えないとし²⁶⁾、本件の裁判が適用可能な法は、附属書VIIに決められる法であり、また国家間の事件における裁判所の法及び実行によって補足されるものとの見解を示した²⁷⁾。さらに、ITLOS規定及び規則は、実質的には、ICJのそれとは同様なものであるため²⁸⁾、仲裁人の資格は、ICJ又はITLOS裁判官の資格に準じるものとした。ICJ規程第17条2項は、「裁判所の裁判官は、一方の当事者の代理人、補佐人若しくは弁護人として、国内裁判所若しくは国際裁判所の裁判官として、調査委員会の構成員として、又はその他の資格において干与したことのあるいかなる事件の裁判にも参与することができない」と規定している²⁹⁾。簡単に言えば、裁判官は前に特定の事件の請求事項に干与したことがある場合、本件に参与することができないということである³⁰⁾。

仲裁裁判所は、海洋法条約第287条1項は、締約国に対して、ICJ、ITLOS 又は附属書 VII 仲裁に付託する選択肢を与える規定であり、…そのような枠

²³⁾ Ibid, p. 6, para, 40.

^{24) 「}外観に基づく偏見の基準」とは、事実上の偏見が存在しているかどうかではなく、理性的 な有識者の観点から、仲裁裁判官の中立又は公正について正当な疑いを生じさせる状況である かどうかをいう。*Ibid*, pp. 6-7, paras, 41-43.

²⁵⁾ *Ibid*, p. 25, para, 136.

²⁶⁾ Ibid, p. 28, para. 140.

²⁷⁾ Ibid, p. 30, para. 165.

²⁸⁾ Ibid, p. 27, para. 149.

²⁹⁾ この規定は ITLOS 規程第8条1項とは同一の内容である。

³⁰⁾ Chagos Marine Protected Area, supra note 22, p. 26, para, 143.

組の下に、附属書 VII 仲裁に対して、仲裁人の独立及び公正に異なる条件が適用される意図はないとした³¹⁾。グリーンウッド裁判官の委員という任務は、候補者の適性に関して助言することに限られて、…その参与は限られた期間にあり、特定の目的に制限され、イギリスとの関係の存在を構成することも継続することもない。またこの限定された活動は法的問題への助言に関するものではなく、グリーンウッド裁判官の独立及び公正について正当な疑いが生じないと判示した³²⁾。したがって、この判断から、仲裁人は、裁判官と同様に、その独立及び公正が、外観に基づく偏見ではなく、事実に基づいて検討されることが明らかになった。

3 余剰的な手続として提起される仲裁裁判への紛争当事者の対応

姜教授が述べるように、当事国が一方的に義務的手続を提起したら、紛争当事国間の関係に何らかの悪い影響を与えるのは必至である³³⁾。2023年1月の時点で、附属書 VII に基づいて提起された仲裁裁判事件は計22件。同一の選択的手続として提起された前述の2件のほか、同一の手続を受け入れていないため、附属書 VII 仲裁に付託したのは、11件あり、何の宣言も行っていないため、附属書 VII 仲裁に付託したのは、9件ある。また、最初附属書 VII に基づいて提起されたが、その後当事国の合意により、ITLOS に移管されたのは5件³⁴⁾、手続終了と要請されたのは6件(表1参照)。残りの9件は仲裁手続のままで進行したが、そのうち2件は欠席裁判であった。またこれらの余剰的手続として提起された20件の仲裁裁判事件において、裁判所は管轄権を有しないと異議を申し立てたのは8件ある。被告は、先決的抗弁として、原告が提起した請求事項をめぐる紛争が存在しない、又はそうした紛争について意見を交換したことはないなどと主張することが多い。したがっ

³¹⁾ *Ibid*, p. 31, para. 168.

³²⁾ *Ibid*, p. 34, paras. 182–183.

³³⁾ 姜『前掲書』注1) 1641頁。

³⁴⁾ ここでは、2009年の南東太平洋におけるメカジキ資源の保存管理に関する事件と2019年の M/T "San Padre Pio" 号事件が手続終了の項目として記入される。

て紛争当事国が一方的に提起された仲裁裁判への対応は次の3つに分けて検 討しよう。

(1) 欠 席

現時点では、被告が附属書 VII 仲裁裁判所は管轄権を有しないと主張して 欠席した事件は、2016年の南シナ海仲裁裁判事件 (The South China Sea Arbitration) (以下、南シナ海事件) と2017年のアークティック・サンライズ号仲裁裁判事件 (The Arctic Sunrise Case) (以下、アークティック・サンライズ号事件) である。被告が裁判所は管轄権を有しないと主張して欠席した場合、仲裁裁判所は、「いずれかの紛争当事者が欠席し又は弁護を行わないことは、手続の進行を妨げるものではない。仲裁裁判所は、仲裁判断を行うに先立ち、仲裁裁判所が当該紛争について管轄権を有することのみならず、請求が事実及び法において十分な根拠を有することも確認しなければならない」という附属書 VII 第9条に基づいて、手続を停止することはなく、国際裁判所の実行に従い、被告による声明又は書簡などを先決的抗弁とみなして手続を続けるのが普通である。550。

アークティック・サンライズ号事件において、原告のオランダは、ロシアに対して仲裁手続に出席する願いを持ち続けると同時に、裁判所に対してロシアの2013年10月22日及び2014年2月27日付の書簡を先決的抗弁としてみなし、分離審理するよう要請した³⁶⁾。しかしロシアはそれに対して一切回答しなかった。裁判所は、オランダの要請に賛同し、分離審理することにした³⁷⁾。他方、ロシアは、海洋法条約第298条に関する紛争について義務的手続を受け入れないことを宣言している(以下、第298条管轄権除外宣言)ことに依拠し、裁判所は管轄権を有しないことを理由として欠席した。

また、南シナ海事件において、フィリピンは2013年1月22日、一方的に仲

³⁵⁾ Award of 2015, *supra* note 21, pp. 41-42, para. 122.

³⁶⁾ The Arctic Sunrise Arbitration (Netherland v. Russia), Award on Jurisdiction (2014), p. 7, para, 41.

³⁷⁾ Ibid, p. 8, para. 47.

裁裁判に付託したが、中国は2月19日、フィリピンの書簡及び通告を退け、フィリピンが一方的に提起した仲裁裁判を受け入れず、出廷を拒否すると表明した³⁸⁾。理由としては、中国が最初から領有権問題及び海洋境界画定に関する紛争と認定したからである³⁹⁾。したがって、裁判所は、2014年の中华人民共和国政府关于菲律宾共和国所提南海仲裁案管辖权问题的立场文件(以下、中国見解書)及び在オランダ中華人民共和国大使の2015年2月6日付書簡を中国の先決的抗弁とみなして、分離審理をすることにし⁴⁰⁾、両当事国間に存在している紛争は領有権問題及び海洋境界画定に関するものではなく、海洋権原に関するものであり、本裁判所が管轄権を有すると判示した⁴¹⁾。

(2) 管轄権問題などの先決的抗弁の提起

海洋法条約第288条 4 項は、「裁判所が管轄権を有するか否かについて争いがある場合には、当該裁判所の裁判で決定する」と規定している。姜教授が述べるように、「中国は1996年海洋法条約を批准した際に、この規定(すなわち、第288条 4 項)に対して、その拘束力を受諾したことに違いはない。本件(すなわち、南シナ海事件)は、領有権問題又は海洋境界画定に関する紛争であるかどうかについて、裁判所の裁判で決定されなければならない。当事国の自己判断によって管轄権の認定が許されたら、海洋法条約の義務的手続制度は有名無実と化し、すべての規定は不要なものとなってしまう420。」

「裁判所管轄権決定権」という国際法原則は、仲裁裁判に由来する。1953年のノッテボーム事件において、ICJは、「本裁判所に関しては、(ICJ 規程)

^{38) 2014}年12月7日の《中华人民共和国政府关于菲律宾共和国所提南海仲裁案管辖权问题的立场文件》パラグラフ3, https://www.mfa.gov.cn/nanhai/chn/snhwtlcwj/201606/t20160602_8521028.htm (as of August 24, 2022) (以下、《立场文件》)

³⁹⁾ 中国は、仲裁裁判所には管轄権がない理由を3点挙げた。Ibid.

⁴⁰⁾ Award of 2015, *supra* note 21, p. 18, para. 68.

⁴¹⁾ *Ibid*, p. 61, para. 156.

⁴²⁾ 姜皇池,南海仲裁判斷非法且無效?, at https://www.tsil.org.tw/member_writings.php?post=911&enble=1 (as of June 16, 2022)

36条 6 項⁴³⁾ は、国際仲裁裁判において一般国際法として一貫して認められてきた規則を採用したことに過ぎない。アラバマ号事件以来、いかなる合意も存在しない場合、従来の先例に従って、裁判所が、自己の管轄権を決定する権利を有し、さらにこの目的のために、管轄権を規律する文書の解釈権限を有することは一般的に認められてきた」と判示している⁴⁴⁾。「裁判所管轄権決定権」という原則を採用する条約が多いことから、第288条 4 項は、ICJ規程36条 6 項と同様に、特別法ではなく、一般国際法の性格を有する規定であることは明らかである。したがって紛争が仲裁手続に付されたら、仲裁裁判所が管轄権の有無を決定するのは当然である。1954年の貨幣用金事件において、裁判所は、「イタリアが管轄権を受け入れることは、管轄権に関する法的問題を提起することとは、また別の問題である。…イタリアは、裁判所に対して、(紛争)問題を解決する前に、管轄権問題を解決するよう求めているのである」と述べている⁴⁵⁾。

中国は、裁判所が紛争に対して管轄権を確立する国際法上の義務を認めているものの、裁判所はみずからの義務を充足しておらず、そして判決が間違いなく無効と批判した⁴⁶⁾。ただし、玉田大教授が指摘するように、判決後に一方の当事国が権限踰越を根拠として判決の無効を主張することは法的には認められない⁴⁷⁾。もっとも附属書 VII 仲裁裁判が選択的手続として開始されるか又は余剰的手続として開始されるかは問わず、裁判所に対して管轄権が

^{43) 「}裁判所が管轄権を有するか否かについて争いがある場合には、当該裁判所の裁判で裁定する。」

⁴⁴⁾ Nottebolm Case (Liechtenstein v. Guatemala), 1943 (Preliminary Question), Judgement (1953), p. 12. ただし、玉田大教授は裁判所管轄権決定説が認められたリーディング・ケースは 1872年のアラバマ号事件ではなく、1794年のベッセイ号 (Betsey) 事件であったと指摘している。玉田大『国際裁判の判決効論』 (有斐閣、2012年) 158-160頁。

⁴⁵⁾ Case of the Monetary Gold Removed from Rome in 1943 (Preliminary Question), Judgement (1954), p. 29.

⁴⁶⁾ South China Sea Arbitration (Republic of the Philippines v. People's Republic of China), Award (2016), pp. 48–49, para, 127. [hereinafter referred to as Award of 2016]

⁴⁷⁾ 事項管轄権範囲の逸脱は権限踰越につながる。しかし「義務を充足していない」ことは権限 踰越ということになるであろうか。玉田『前掲書』注44) 147, 172頁。

ない、又は管轄権決定の義務を充足していないなどと一方的に主張し、かつ 欠席するような対応で行動するのは、自国の立場を弁護する権利を放棄する こととは同然であろう。さらに、海洋法条約の下の義務的手続の不履行と、 国際裁判における規定・規則に従わないことになる。

被告は裁判所には管轄権がないと主張する場合、管轄権問題や請求事項の 受理許容性について異議を申し立てるべきである。たとえば、2000年のみな みまぐろ事件においての日本、2021年のモーリシャスとモルジブの海洋境界 画定事件 (Dispute Concerning Delimitation of the Maritime Boundary Between Mauritius and Maldives in the Indian Ocean) (管轄権問題判決) に おいてのモルジブは、いずれも先決的抗弁を提起する権利として、裁判所の 管轄権問題や請求事項の受理許容性について異議を申立てた。先決的抗弁 は、本案手続に進むことを阻止する目的で提出される申立てであり480、裁判 所の管轄権行使を阻止するための重要な対抗措置と位置づけられよう。ICJ 規則第79条によれば、裁判所は、請求の提出に引き続き裁判長が両当事者と 会見しかつ協議した後に、管轄権及び受理許容性に関するいずれかの問題を 別個に決定するように定めることができる。また、裁判所がこの決定を行わ ない場合、被告の抗弁は、第79条の二に基づいて、申述書の提出後3カ月以 内に、できるだけ速やかに書面により提出することができる。他方、ITLOS 規則第96条は「裁判所は、条約第297条に規定する紛争についての申立てが 行われたとき…応訴人の要請により決定しなければならず、又は自己の発意 により決定することができる」と規定し、ITLOS規則第97条は、「裁判所の 管轄権若しくは請求の受理許容性に対する抗弁、又は本案手続に進む前に決 定を求められるその他の抗弁は、手続の開始の時から90日以内に書面で提出 しなければならない | と規定していることから、海洋法条約の下で、ITLOS は精極的に紛争当事者と会見しかつ協議し、分離審理を行う必要はないよう に思われる。これに対して、アークティック・サンライズ号事件、南シナ海

⁴⁸⁾ 浅田『前掲書』注9)449頁。

事件においては、ロシア、中国が不出廷したものの、仲裁裁判所は自ら分離 審理を行い、何度も被告国に手続に参加するよう呼びかけたことから⁴⁹⁾、管 轄権問題の決定にあたり、裁判所としての義務を果たさないことはないと考 えられる。

A 附属書 VII 仲裁への提起

みなみまぐろ事件は、附属書 VII 仲裁裁判事件の中で、先決的抗弁が認められ、管轄権が否定された唯一の事件である。1999年7月15日、オーストラリアとニュージーランドが、共同で書面の通告を提出し、仲裁裁判に付託した⁵⁰⁾。1999年8月9日、相手国の日本は裁判所の管轄権に反対する声明を発した⁵¹⁾。2000年1月19日、当事国間の協議を経て、日本が先決的抗弁を提起することとなり、2000年2月11日申述書を提出した⁵²⁾。申述書では、共同調査漁獲計画(Joint Experimental Fishing Programe)に関する紛争は、みなみまぐろ保存条約(以下、CCSBT)に関する解釈又は実施の紛争であり、海洋法条約の解釈又は適用に関する紛争ではないとし、裁判所は管轄権を有しないと主張した⁵³⁾。海洋法条約は枠組条約であっても、CCSBT は特別法(Lex specialis)であるため、実質上も手続上も、CCSBT が優先し、管轄権は CCSBT 第16条に基づいて決定されるべきであると主張した⁵⁴⁾。裁判所は日本のすべての主張を受け入れないものの、管轄権の否認を判示した。実際、本件は、後に検討されるように、事項的管轄権問題というより、海洋法条約第281条と CCSBT 第16条の解釈又は適用に関しての裁判所管轄権への前提

⁴⁹⁾ 仲裁裁判所は、中国の手続上の権利を守るため、多数の措置を講じている。たとえば、裁判所は…(k)仲裁手続のいかなる段階においても中国が参加する道は閉ざされていないことを繰り返し伝えた。Award of 2016, supra note 46, pp. 46-47, para. 121.

⁵⁰⁾ Southern Bluefin Tuna Case (New Zealand-Japan, Australia-Japan), Award on Jurisdiction and Admissibility (2000), p, 4, para, 1, [hereinafter referred as to Southern Bluefin Tuna Case]

⁵¹⁾ *Ibid.* p. 4. para, 3.

⁵²⁾ Ibid, p. 5, para. 7 and p. 6, para. 10.

⁵³⁾ *Ibid*, p. 22, para. 38 (a).

⁵⁴⁾ *Ibid*, p. 23, para. 38 (c).

条件に関する問題である。

附属書 VII 仲裁の場合、裁判所は当事国と話し合ってから訴訟手続規則を決めるので、規則は紛争当事国のニーズに応じてより柔軟にみえる。たとえば、バルバドス対トリニダード・トバゴの訴訟手続規則第10条 2 項は「あらゆる管轄権上の抗弁または受理不許容の主張は、訴答書の提出日から60日以内に提出しなければならない」と規定し⁵⁵⁾、同条 3 項は「仲裁裁判所は、当事者の意見を確認した後に、管轄権または受理許容性への抗弁を先決問題として又は最終的判断で決定することができる」と規定している。したがって2004年 2 月16日、バルバドスが仲裁手続に付託し、11月 1 日申述書を提出した後、トリニダード・トバゴは12月23日分離審理を主張せずに先決的反対意見を提出することにした⁵⁶⁾。

さらに、Enrica Lexie 号事件において、その訴訟手続規則第9条によると、イタリアは2016年9月16日までに申述書を提出し、インドは2017年3月31日までに答弁書を提出しなければならない。しかしイタリアは2016年9月7日、申述書の提出を30日までに延長するよう要請したので、裁判所はインドに対してその要請に反対はしないと確認したうえで提出期限延長の命令を指示した。2017年4月14日、インドは、期限の通りに、イタリアの請求受理許容性への抗弁及び反訴が述べられる答弁書を提出したが、イタリアはまた、抗弁書の提出期限を延長するよう再度要請した⁵⁷。

B 第1の同一の手続への提起

海洋法条約第280条は、「この部のいかなる規定も、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を当該締約国が選択する平和的手段によって解決することにつき当該締約国がいつでも合意する権利を害するものではない」と規定している。これにより、第1の同一の手続については、事前と事後に

⁵⁵⁾ Barbados v. Trinidad and Tobago, Rules of Procedure (2004), p. 5, Art. 10.

⁵⁶⁾ Barbados v. Trinidad and Tobago, Award of the Arbitral Tribunal (2006), p. 4, paras. 19–20.

⁵⁷⁾ The 'Enrica Lexie' Incident (Italy v. India), Award of the Arbitral Tribunal (2020), p. 8, paras. 35–39.

分けて考えられる。また第282条は「この条約の解釈又は適用に関する紛争 の当事者である締約国が、一般的な、地域的な又は二国間の協定その他の方 法によって、いずれかの紛争当事者の要請により拘束力を有する決定を伴う 手続に紛争を付することについて合意した場合には、当該手続は、…この部 に定める手続の代わりに適用される」と規定していることから、当該規定は、 事前の第1の同一の手続を指す規定であり、海洋法条約の義務的手続に対し ての留保規定とも考えられる。ボイル教授は、これまで ICJ に付託された8 件の海洋紛争に関する事件が、海洋法条約第15部の規定に基づくのではなく、 他の管轄権基礎に基づいて付託されたものであると指摘している。たとえば、 ICJ 規程第36条2項に定める選択条項受諾官言に基づいて提起された事件⁵⁸ や国際司法裁判所が締約国間条約の解釈などに関する紛争に対して義務的管 轄権を有すると受諾するボゴタ規約(Pact of Bogota)条約の米州締約国に より提起された事件590、紛争当事国が事前に締結された二国間協定に基づい て提起された事件などが挙げられている600。このように、手続の選択を行っ ていない118カ国のうち第1の同一の手続を決めている国は多数存在するこ とが考えられる。

また事後の第1の同一の手続については、「紛争当事者が別段の合意をしない限り、附属書 VII に従って仲裁のみに付することができる」と定める海洋法条約第287条5項の文言から、手続の選択を行っていない紛争当事国が、紛争発生後にも第1満足の手続を選択することが許されることが分かる。

⁵⁸⁾ たとえば、2014年(2017年先決的抗弁、2021年本案)のインド洋海洋境界画定事件(ソマリア対ケニア)。Boyle, supra note 4, p. 188.

⁵⁹⁾ ボゴタ規約 (正式名称は American Treaty on Pacific Settlement) 第31条に定めている。たとえば、①2015年の海洋紛争事件 (ペルー対チリ)、②2012年の領土及び海洋紛争事件 (ニカラグア対コロンビア)、③2007年のカリブ海領土及び海洋紛争事件 (ニカラグア対ホンデュラス)、④2014年 (2018年判決) のカリブ海及び太平洋海洋境界画定事件 (コスタリカ対ニカラグア)、⑤2013年 (係属中) のニカラグアとコロンビア間におけるニカラグア海岸から200海里以遠の大陸棚境界画定諸問題事件 (ニカラグア対コロンビア)、⑥2013年 (2022年判決) のカリブ海主権的権利及び海洋空間に対する侵害控訴事件 (ニカラグア対コロンビア) など6件。 *Ibid*, p. 188.

⁶⁰⁾ たとえば、2009年の黒海海洋境界画定事件(ルーマニア対ウクライナ)。Ibid.

ITLOS 規則第55条によると、特別の合意の通告によって手続を ITLOS 裁判所に提起する場合には、当事者は、その通告を共同で又は一若しくは二以上で行うことができる。通告が共同で行われない場合には、裁判所書記は、通告の認証謄本一通を他方当事者に直ちに送付しなければならない。実際、ITLOS の総件名簿の第1号事件である1999年のサイガ号事件(The M/V "SAIGA" Case) は附属書 VII 仲裁裁判から ITLOS へ移管する事件である⁶¹⁾。

サイガ号事件において、セントビンセント及びグレナディーン諸島(以下、 セントビンセント)は1998年、ギニアと特別協定を締結し、ITLOSへ移管す ることに合意した。ただしセントビンセントは、自国が申述書を提出した後、 ギニアが答弁書において請求の受理許容性について反対意見を加えたことに ついて、異議を申し立てた。セントビンセントは、ギニアが1998年の特別協 定に基づいて ITLOS の管轄権を受諾し、さらに管轄権に対する反対意見を 提起できるのは、同協定第2条に言及される1998年1月30日付の声明に関す るもののみであると主張した。また、ITLOS 規則第97条に定める期限を過ぎ ているので、ギニアには反対意見を提出する権利がないとした⁶²⁾。これに対 して裁判所は、特別協定の趣旨及び目的は附属書 VII 仲裁裁判に付託される 紛争を ITLOS へ移管することであるとし、いずれの紛争当事者も主張を提 起する一般的権利を有するため、同協定第2条に言及される管轄権への特定 の反対に関するギニアの留保は、規則及び手続が単一の段階で行われるとい う当事国間の合意に従う限りにおいて、自国の受理許容性へ反対意見を提起 する一般的権利を奪わないと判示した630。また第97条に定められる「本案手 続に進む前に決定を求められるその他の抗弁」という文言は、管轄権又は受 理許容性への反対を先決的抗弁として提起することを取り扱うものであり、

^{61) 1997}年12月22日、セントビンセントは附属書 VII に基づいて仲裁に付託したが、1998年2月 20日ギニアと特別協定を締結し、ITLOSへの移管に合意した。The M/V "SAIGA" (No. 2) Case (Saint Vincent and the Grenadines v. Guinea), *Judgement* (1999), p. 30, para, 41 and p. 31, para, 44.

⁶²⁾ Ibid, p. 31, para. 46.

⁶³⁾ *Ibid.* p. 32, para, 51.

したがって本案手続に進む前に決定を求めない管轄権又は受理許容性への抗 弁には期限が適用されないと説明した⁶⁴⁾。

2009年の南東太平洋におけるメカジキ資源の保存管理に関する事件(Case Concerning the Conservation and Sustainable Exploitation of Swordfish Stocks in the South-Eastern Pacific Ocean) (以下、メカジキ事件) において、チリ と EU は2000年12月、2回の書簡交換を経て、仲裁裁判に従って紛争を付託 することではなく、一連の紛争問題を(そのすべてがチリの提起した請求事 項とは同一の内容ではないことを強調し、) ITLOS へ移管することで合意し た⁶⁵⁾。また2011年の Virginia G 号事件 (The M/V "Virginia G" Case) において、 パナマは紛争を ITLOS へ移管することを提案し、ギニアビサウの同意を得 たうえで、ITLOSへ移管した⁶⁶⁾。2012年のバングラデシュとミャンマー間に おけるベンガル湾海洋境界画定紛争事件(Dispute concerning delimitation of the maritime boundary between Bangladesh and Myanmar in the Bay of Bengal)(以下、2012年のベンガル湾事件)において、被告国のミャンマーは、 附属書 VII 第3条(c)項に従って仲裁裁判官を任命すると同時に、ITLOSへ の移管を提案した。ミャンマーは2009年11月4日、受諾宣言を行い⁶⁷⁾、その 提案に同意したバングラデシュは12月12日、受諾宣言を行い、そして12月13 日両当事国がITLOSの管轄権に受諾し、海洋法条約第287条4項に基づいて ITLOS が唯一の管轄権を有する裁判所である旨の特別協定の通告を行っ た68)。2021年のモーリシャスとモルジブの海洋境界画定事件において、モー リシャスとモルジブはモルジブが先決的抗弁を提起する権利を含め、仲裁裁

⁶⁴⁾ Ibid, p. 32, para. 53.

⁶⁵⁾ Dispute concerning delimitation of the maritime boundary between Bangladesh and Myanmar in the Bay of Bengal (Bangladesh/Myanmar), Declaration of Judge Treves, p. 144, para, 8.

⁶⁶⁾ *Ibid*, p. 144, para, 9.

⁶⁷⁾ ところがミャンマーは2010年1月14日宣言を撤回した。Dispute concerning delimitation of the maritime boundary between Bangladesh and Myanmar in the Bay of Bengal (Bangladesh/Myanmar), Judgement, p. 12, para, 8.

⁶⁸⁾ Dispute concerning delimitation of the maritime boundary between Bangladesh and Myanmar in the Bay of Bengal (Bangladesh/Myanmar), Notification submitted by Bangladesh, p. 6.

判から ITLOS の特別裁判部へ移管するための特別協定を締結した⁶⁹⁾。

ただし2012年のベンガル湾事件において、トレブス(Tullio Treves)裁判 官は、上述の ITLOS へ移管した諸事件には微妙に異なる点を指摘している。 まず、審理されたこれらの事件は、管轄権が合意により一つの裁判機関から 他の裁判機関へ移管すること、又はこれまでに開始された手続が取り消され、 新たな手続が組織されうることを示している。したがって管轄権を一つの裁 判機関から他の裁判機関へ移管するという合意は、特別協定による新たな申 請を構成するか、それとも事件を何の変更もなく他の裁判機関への移管に過 ぎないか、が問題となる⁷⁰⁾。しかしITLOSがこの解釈問題を取り扱わなか ったと指摘されている。2012年のベンガル湾事件において、ミャンマーとバ ングラデシュが海洋法条約第287条に従って行った宣言は総称的な用語では なく、単独の特定の紛争に関するものであり、この宣言により特別協定が締 結されることとなったのか、それともバングラデシュが12月13日付の宣言に より第287条(4項)に従い、管轄権を一方的に確立したのかが問題であ る⁷¹⁾。他方、トレブス裁判官は、第298条管轄権除外宣言が行われる場合に もこのような問題が生じうるとし、サイガ号事件判決に基づけば、第3節の 「制限及び除外」は、第2節の裁判に提出される紛争に適用されることに疑 いはないが、第1節に基づく当事国の合意には適用されないとの見解を示し ている72)。

^{69) 2019}年6月18日、モーリシャスは附属書 VII に基づいて仲裁に付託し、そして8月23日 ITLOS 所長へ通知した。所長の周旋によって9月24日モルジブと特別合意を締結し、(9人の 裁判官からなる) ITLOS 特別裁判部へ移管した。12月18日、モルジブは海洋法条約第294条に 基づいて5つの先決的抗弁を提出した。Dispute Concerning Delimitation of the Maritime Boundary Between Mauritius and Maldives in the Indian Ocean (Mauritius / Maldives), Preliminary Objections, Judgment (2021), p. 10, para. 15. [hereinafter referred as to Mauritius and Maldives]

⁷⁰⁾ Declaration of Judge Treves, supra note 65, p. 145, para. 10.

⁷¹⁾ *Ibid*, p. 145, para. 11.

⁷²⁾ *Ibid.* p. 145, para, 12.

(3) 手続終了要請

一方的に仲裁に付託し、当事国の合意により訴訟が終了したのは、現時点では、①2009年のメカジキ事件、②2001年の MOX プラント事件(MOX Plant Case [Ireland v. United Kingdom])、③2005年のジョホール海峡及びその周辺海域におけるシンガポールによる埋め立てに関する事件(Case Concerning Land Reclamation by Singapore in and Around the Straits of Johor)、④2013年のリベルタード号事件(ARA Libertad Arbitration(Argentina v. Ghana)、⑤2014年の大西洋ニシン仲裁裁判事件(Atlanto-Scadian Herring Arbitration(The Kingdom of Denmark in respect of the Faroe Islands v. The European Union)⁷³⁾ 及び⑥2019年 M/T "San Padre Pio"号事件(Switzerland v. Nigeria)の6件となる。

そのうちメカジキ事件において、チリが一方的に仲裁裁判に付託したが、その後、紛争相手の EU と、ITLOS 特別裁判部へ移管することで合意した。しかし、その後両当事者は2009年11月25日、新たな覚書(Understanding)が締結されたため、特別裁判部へ手続終了を要請した 74)。

また MOX プラント事件において、アイルランドは、イギリスが新設した 核燃料再処理工場からの廃棄物の排出が、アイリシュ海の海洋環境の汚染を 起こしうる問題について、さらなる詳細な報告書を求めたが、イギリスに断 られた 75 。そこでアイルランドは2001年 6 月15日、OSPAR 条約 76 に基づい て仲裁裁判を提起したが、7月に請求が却下された 77 。したがって2001年10

^{73) 2013}年8月16日、フェロー諸島に関するデンマークが仲裁裁判を提起したが、2014年8月21日デンマークと EU は訴訟終了命令を要請した。

⁷⁴⁾ Case concerning the Conservation and Sustainable Exploitation of Swordfish Stocks in the South-Eastern Pacific Ocean (Chile/European Union), at https://www.itlos.org/en/main/cases/ list-of-cases/case-no-7/ (as of September 7, 2022)

⁷⁵⁾ Document 62003CJ0459, Judgement of the Court (Grand Chamber) of 30 May 2006. Commisssion v Ireland, pp. 32–33.

⁷⁶⁾ OSPAR 条約の正式名は北東大西洋の海洋環境の保護に関する条約 (Convention for the Protection of the Marine Environment of the North-East Atlantic) である。

⁷⁷⁾ アイルランドは、イギリスが OSPAR 条約第9条に定める情報提供義務に違反するとし、同 条約第32条に基づいて仲裁裁判を提起したが、裁判所はアイルランドの主張する「情報」が9

月25日、アイルランドは海洋法条約附属書 VII に基づいて仲裁裁判を提起した $^{78)}$ 。しかし、2003年 6月10日の口頭審理を前に、欧州委員会が欧州議会において書面回答(Written Answer)を提出したこと $^{79)}$ 及び欧州司法裁判所が管轄権を行使しうることに鑑み $^{80)}$ 、裁判所は 6月24日、裁判機関の間に存在すべき相互の尊重と礼譲を考慮し、欧州共同法に関する問題についての判決が出るまで手続を延期することを決定した $^{81)}$ 。2006年 5月、欧州司法裁判所はアイルランドが欧州共同体の条約義務などに違反すると判示したが、その判決の前、2004年アイルランドとイギリスがすでに合意したため $^{82)}$ 、2006年アイルランドは手続終了を要請した 83 。

さらにリベルタード号事件において、アルゼンチンの軍艦リベルタード号 (ARA Fragata Libertad) がガーナのテマ (Tema) 港に抑留され、アルゼンチンはガーナまで交渉代表団を送ったが、両国間の交渉が難航したので、ガーナによる抑留が違法として仲裁裁判の通告を提出した。2012年10月29日、ガーナを相手取って一方的に裁判に付託するために、アルゼンチンは10月26日、第298条にいう「非商業的役務に従事する政府の船舶及び航空機による軍事的活動」に関する部分について、義務的管轄権排除を撤回する宣言を行った⁸⁴⁾。しかし、両当事国は、その後、紛争の解決について合意したため、

条の定める「情報」の範囲外であると判示した。南論子「MOX 工場事件 - 環境汚染の防止と 国際裁判」『環境管理』45巻5号 (2009) 444頁。

- 78) Document 62003CJ0459, supra note 75, pp. 32-33.
- 79) 欧州委員会は、書面回答において、欧州共同体設立条約(European Community Treaty) 第 226条に基づいて欧州司法裁判所に提訴することを検討すると述べた。The MOX Plant Case (Ireland v. United Kingdom), Order No. 3, para, 21.
- 80) 欧州司法裁判所は、アイルランドが海洋法条約に規定される事項に基づいて提訴した権限が 欧州共同体へ移転されているか、そして本裁判所の排他的裁判管轄権が海洋法条約の解釈又は 適用にまで及ぶかどうかについて問題を取り扱う可能性があるとされた。*Ibid*、22.
- 81) *Ibid*, paras. 28–29.
- 82) Deal allows Irish to check on Sellafield, https://www.theguardian.com/environment/2004/dec/11/energy.greenpolitics (as of September 10, 2022)
- 83) ただし仲裁終了命令が発されたのは2008年6月6日である。
- 84) Choice of procedure, supra note 10.

2013年9月27日裁判所に対して手続終了を要請した850。

M/T "San Padre Pio" 号事件において、2018年 1月23日スイスを旗国とするタンカー、M/T "San Padre Pio" 号は、ナイジェリアの EEZ においてバンカリングを行ったとき、ナイジェリア海軍により拿捕された 86)。スイスは2019年 5月 6日、ナイジェリアに書面の通告を提出し、紛争を一方的に仲裁裁判に付託した。さらにスイスが提案した暫定措置を2週間以内にとるよう求め、そうではない場合、裁判所に暫定措置を定めるよう要請すると表明した 87)。両当事国は12月17日、本案をITLOS へ移管することに合意し、特別協定を締結した 88)。さらに2021年 5月20日、覚書(MoU)を締結した 89)。その覚書に基づいては、M/T "San Padre Pio" 号が公海あるいは他国の領海又は EEZ に進入したら、手続は終了するということになる 90)。M/T "San Padre Pio" 号が2021年12月10日ナイジェリアの EEZ を出て、ベナンの EEZ に進入したため、スイスは手続終了を要請した 91)。12月19日、ITLOS は終了命令を発した。

これらの事件から、附属書 VII 仲裁裁判が一方的に開始されると、被告は訴訟によるプレッシャーを感じ、意見の交換をする義務を続けることがあることは明らかになった。そこで、仲裁裁判官任命の権利を放棄すると、事後の第1満足の手続・手段を選択する権利も放棄するようなことになる。仲裁人は、裁判官の職権を行使するのみならず、各紛争当事者と手続規則などについて討議し、助言するなどし、いずれの紛争当事国も満足できるように努める。たとえ当事国が ITLOS へ移管することに合意したとしても、最初か

⁸⁵⁾ The ARA Libertad Arbitration (Argentina v. Ghana), at https://pca-cpa.org/en/cases/65/ (as of September 7, 2022)

⁸⁶⁾ The M/T "San PadrevPio" Case (Switzerland v. Nigeria), Provisional Measures, Request for the Prescription of Provisional Measures of the Swiss Confederation, p. 3.

⁸⁷⁾ *Ibid*, p. 2.

⁸⁸⁾ The M/T "San PadrevPio" (No. 2) Case (Switzerland/Nigeria), Order 2021/6 of 29 December 2022, p. 1, para, 1.

⁸⁹⁾ Ibid, p. 2, para. 5.

⁹⁰⁾ Ibid, p. 3, para. 11.

⁹¹⁾ *Ibid.* para, 12.

ら管轄権や受理許容性問題などについての先決的抗弁を提起しなかった当事者は、紛争当事者間の特別協議やITLOS 規則に基づいて本案において提起する場合、抗弁が認められることはある。いずれの紛争当事者も権利が守られる。したがって南シナ海事件において、フィリピンが一方的に仲裁に付託したとき、中国は、先決的抗弁を提起するか⁹²⁾、事後の合意によりほかの手続を選択するか、又は手続終了を要請するなどについて、フィリピンとさらに意見を交換することができるが、いずれの行動もとらなかった。

Ⅲ 附属書 VII 仲裁裁判所が解釈した管轄権決定に関連する規定

「裁判所管轄権決定権」は一般国際法である。附属書 VII 仲裁裁判所はもちろん、いずれの裁判所も審理にあたり、当事者管轄権(あるいは人的管轄権(jurisdiction ratione personae)、事項的管轄権(jurisdiction ratione materiae)及び時間的管轄権(jurisdiction ratione temporis)の問題を検討しなければならない。貨幣用金事件において裁判所が述べるように、「管轄権を受け入れることは、管轄権に関する法的問題を提起することとはまた別の問題である。」したがって「裁判所管轄権決定権」を理解している被告は、仲裁裁判所へ、又は事後に移管した ITLOS へ管轄権に関する法的問題を提起し、当該裁判所が管轄権を有しないと主張することになろう。

まず、本稿冒頭に述べた第287条の規定が、当事者管轄権に関する規定であり、さらに当事者管轄権を決定するにあたっては、第281条、第282条及び第283条などの手続上の規定をも検討しなければならない。それらの手続上の規定は、2015年の南シナ海事件(管轄権問題判決)において、「裁判所管轄権への前提条件」(preconditions to the Tribunal's jurisdiction)と称さ

⁹²⁾ したがって裁判所は、「中国は本裁判所に海洋法条約第294条1項の適用を申し立てなかった…」 と説明した。第294条1項は紛争当事者が裁判所に法的手続の濫用などについて申し立て、そ して合理的な期間においてそれを決定するよう求める権利を有することを規定している。 Award of 2015, *supra* note 21, pp. 43-44, para, 128.

れ⁹³⁾、それらの要件が充足されない場合は、裁判所の管轄権を排除することができる。

そして事項的管轄権は第288条に規定されており、①「この条約の解釈又は適用に関する紛争」、②「この条約の目的に関係のある国際協定の解釈又は適用に関する紛争」及び③「ITLOSの海底紛争裁判部並びに第11部第5節に規定するその他の裁判部及び仲裁裁判所に対して同節の規定に従って付託される事項」である⁹⁴⁰。また、第297条及び第298条は事項的管轄権に関する実体規定であり、「裁判所管轄権に係る制限及び除外」(Limitations and Exceptions to the Tribunal's jurisdiction)と称されている⁹⁶⁰。さらに時間的管轄権については、第298条1項(a)号(i)目に関して管轄権除外宣言を行っている国に対して、特定の場合、時間的管轄権問題を検討する必要がある。

2007年のジェノサイド条約適用事件において判示されるように、「当事者管轄権は事項的管轄権に先立つ問題である⁹⁶⁾。」当事者管轄権に関する第281条、第282条又は第283条などの手続上の問題に対して提起された抗弁は、専ら先決的性質を有する(exclusive preliminary character)ものである。一方、第297条及び第298条のような事項的管轄権に関する抗弁は、そうではないものが多いと考えられる。したがって SCS 事件のように、裁判所は、当事者管轄権の問題を解決した後に、中国の抗弁が(第297条及び第298条のような実体規定に関して)専ら先決的性質を有するものではないと確認したため、さらなる段階(つまり本案段階)のための期間を定めることになった⁹⁷⁾。他方、当事国が第298条管轄権除外宣言をしていないが、第74条・第83条と第

⁹³⁾ Ibid, pp. ii-iii.

⁹⁴⁾ 姜『前掲書』注1) 1660頁。

⁹⁵⁾ Award of 2015, *supra* note 21, p. iii, この 2 箇条は海洋法条約の第15部分第 3 節の内容であり、「第 2 節の規定の適用からの選択的除外」を題とする。

Application of Genocide Convention (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro),
 Judgement (2007), p. 55, para, 122.

⁹⁷⁾ SCS 裁判所は「専ら先決的性質」の検証は ICJ 規則第79条 9 項に由来するものと述べている。 Award of 2015, *supra* note 21, p. 135, para, 381. ただし2019年の改正により関連規定は第79条の 三となっている。

283条の間における解釈又は適用に関して紛争が生じ、そこで裁判所には管轄権がないと主張する事件もある。以下のように検討していく。

1 第297条と第298条

前に述べられた起草過程から、たとえ手続の選択を行う意向をもたない国であっても、海洋法条約の締約国になると、仲裁裁判手続を第2の選択的手続として受け入れるものとみなされることが明らかになった。したがって中国とフィリピンが、事後に第1満足の紛争解決手続・手段について合意に達することができない場合、いずれも第2の選択を受け入れるものとみなされる段階に入る。もっとも海洋法条約は原則として留保することが認められないが⁹⁸⁾、紛争当事者は、海洋法条約が認める範囲において、第282条に従って事前の第1の選択的手続を指定し、手続上の留保を付する、又は第298条に基づく管轄権除外宣言を行い、事項的留保を付することができる。第298条管轄権除外宣言を行っている国に関しては、現時点では41カ国である。内容別にみると、第298条管轄権除外宣言はそれぞれ異なるところがある。第298条1項(a)、(b)、(c)号に関する紛争を完全に義務的手続から除外するのは、20カ国、それに次いで(a)号のみに関する紛争を除外するのは13カ国⁹⁹⁾、(a)号と(b)号、(b)号と(c)号、又は(b)号のみに関する紛争を除外するのは8カ国である。

第298条管轄権除外宣言を行っている41カ国のうち、12カ国は附属書 VII 仲裁裁判所の管轄権排除を明示的に又は暗示的に示している。たとえば、ITLOS のみを選択するアンゴラと ICJ のみを選択するノルウェーは、第298条に関する紛争について、附属書 VII 仲裁裁判所の管轄権を排除すると宣言を行っている。また ICJ のみを選択するニカラグアは、第298条に関する紛争について、ICJ の管轄権のみを受け入れると宣言を行っている。さらに、

⁹⁸⁾ 第309条は「…他の条の規定により明示的に認められている場合を除くほか、留保を付することも、また、除外を設けることもできない」と規定している。

⁹⁹⁾ アイスランドは第83条に関するいかなる解釈が調停に付される権利を留保するとのみ宣言を行っている。

附属書 VII 仲裁裁判所のみを選択するエジプトとスロベニアは、それぞれ 2017年と2001年、第298条に関する紛争について、附属書 VII 仲裁裁判所の 管轄権を排除すると宣言を行った。なお、前に述べた、附属書 VII 仲裁裁判 などの 2 つ以上の手続を選択している 9 カ国のうち、ドイツと東ティモール を除き、残りの 7 カ国のいずれも第298条に関する紛争について、附属書 VII 仲裁裁判所の管轄権を排除すると宣言を行っている。ここから、締約国は、 積極的に附属書 VII 仲裁を選択する国を含め、第298条に関する紛争を常設の裁判所に付託する傾向がみられる 100 。

残りの29カ国のうち、附属書 VII 仲裁裁判所の管轄権排除を明示的に示する国はない¹⁰¹⁾。さらに、中国、赤道ギニア、フランス、ガボン、アイスランド、ケニア、パラオ、韓国、サウジアラビア、シンガポール及びタイの11カ国は、いずれの手続の選択も行っていない¹⁰²⁾。つまり、これらの国は、特定の紛争を義務的手続に付することを拒否するが、当該紛争が第298条に該当するかどうかについて決定する裁判所を選択しておらず、もちろん附属書 VII 仲裁裁判所の管轄権を拒否するというわけではないと考えられる。

(1) 第298条1項(b)号と第297条2項、3項の関係

もっとも、第298条と第297条は相互関連し、それぞれの条文も長たらしいので、締約国間における認識又は解釈が一致するというわけがなく、裁判所による一致した解釈が非常に重要であることは明白である。前に述べられたように、28カ国が第298条1項(b)号についての管轄権除外宣言を行っている。しかし当該管轄権除外宣言に基づいて自国のEEZにおけるすべての活動が義務的管轄権から除外されると考える国はある。たとえば、アークティック・サンライズ号事件がその例である。ロシアはITLOSに書簡を送付し、「法の執行活動であって主権的権利又は管轄権の行使に係るものに関する紛

¹⁰⁰⁾ Choice of procedure, supra note 10.

¹⁰¹⁾ *Ibid*. 他方、キューバ及びギニアビサウは第297条及び第298条に関する紛争を除き、いかなる紛争に対しても ICJ の管轄権行使を拒否すると明示的に示している。

¹⁰²⁾ Ibid.

争について、第15部第2節に定める拘束力を有する決定を伴う手続を受け入れないと宣言した」ことに基づいて、オランダが提起した仲裁裁判を受け入れない旨を伝えた¹⁰³⁾。これに対して、オランダは、第298条1項(b)号にいう紛争が、「法の執行活動であって*第297条2項及び3項の規定により裁判所の管轄権の範囲から除外される*(イタリック強調筆者)主権的権利又は管轄権の行使に係るものに関する紛争」に限られるものであり、法の執行活動であって主権的権利又は管轄権の行使に係るものに関するすべての紛争を指すものではないと異議を申し立てた。かくして、両当事国間には、第298条の解釈又は適用に関して、事項的管轄権の紛争が起きることは明らかである。裁判所は、第297条2項は「この条約の解釈又は適用に関する紛争であって、海洋の科学的調査に係るもの」を指し、3項は「この条約の解釈又は適用に関する紛争であって、油獲に係るもの」を指しているとし、ロシアの行為はいずれのものにも係るものではないとし、管轄権を認定した¹⁰⁴⁾。

またチャゴス諸島海洋保護区事件では、イギリスとモーリシャスが、海洋保護区(Marine Protected Area; MPA)の性質に対して、第297条の解釈又は適用に関する紛争を生じさせている。イギリスは、MPA の設定が EEZ における生物資源に関する主権的権利の行使であるとし、第297条 3 項(a)号に基づいて漁獲に係るものであり、仲裁裁判所の管轄権の範囲から除外されるものと主張している $^{105)}$ 。さらに第297条 1 項(c)号にいう「海洋環境の保護及び保全」とは、海洋環境の汚染の規制及び執行に限られるもので、EEZ における生物資源に関する管理及び保全ではないとしている。これに対して、

¹⁰³⁾ The Arctic Sunrise Arbitration, *supra* note 36, pp. 2–3, para. 9.

¹⁰⁴⁾ *Ibid*, pp. 9–10, paras. 53–58 and pp. 12–16, paras. 65–78.

¹⁰⁵⁾ 第297条 3 項(a) 号は「この条約の解釈又は適用に関する紛争であって、漁獲に係るものについては、第二節の規定に従って解決する。ただし、沿岸国は、排他的経済水域における生物資源に関する自国の主権的権利(漁獲可能量、漁獲能力及び他の国に対する余剰分の割当てを決定するための裁量権並びに保存及び管理に関する自国の法令に定める条件を決定するための裁量権を含む。)又はその行使に係るいかなる紛争についても、同節の規定による解決のための手続に付することを受け入れる義務を負うものではない」と規定している。イギリスは第298条 1 項(b) 号に関する管轄権除外宣言を行っている。

モーリシャスは、MPA が海洋環境の保護及び保全のための措置であり、第297条1項(c)号に基づいて仲裁裁判所の管轄権の範囲から除外されないと異議を申し立てている¹⁰⁶⁾。これに対して、仲裁裁判所は、イギリスは MPA が環境保護のための措置と何回も表明したことがあり、また海洋法条約第194条5項が「この部の規定によりとる措置には、希少又はぜい弱な生態系及び減少しており、脅威にさらされており又は絶滅のおそれのある種その他の海洋生物の生息地を保護し及び保全するために必要な措置を含める」と規定することから、海洋環境の保護及び保全は海洋環境の汚染の規制に限るものではないとし、管轄権を認定した¹⁰⁷⁾。

(2) 第298条1項(a)号(j)目

第298条1項(a)号(i)目に関する管轄権除外宣言を行った当事国が、当該規定に関する紛争を調停に付する義務を負う¹⁰⁸⁾。海洋法条約の起草過程において、交渉国は海洋境界画定問題が拘束力を有する決定を伴う義務的手続に付されるかどうかについて合意に達せず¹⁰⁹⁾、その結果、拘束力を有しない義務的調停に付し¹¹⁰⁾、そして紛争当事国が調停委員会の報告書に基づいて合意に達するよう引き続き努力することで妥協したからである¹¹¹⁾。いずれの当事国に対して、強制的に調停に参加させ、その調停委員会の勧告が拘束力を有するものとして受け入れさせないが、当該委員会の報告書に適当な注意を払い、この報告書に基づいて合意の達成のために交渉することが求められる。もし当事国は紛争について合意に達さない場合、当該紛争を第15部

¹⁰⁶⁾ Chagos Marine Protected Area Arbitration (Mauritius v. United Kingdom), Award, (2015), p. 93, para, 232, p. 95, para, 236 and p. 111, para, 284. [hereinafter referred to as Chagos Marine Protected Area Arbitration]

¹⁰⁷⁾ *Ibid*, pp. 128-129, para. 320. この部とは、第12部「海洋環境の保護及び保全」を指し、第194 条は「海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための措置」についてである。

¹⁰⁸⁾ Nordquist (ed.), *supra* note 5, p. 133, para. 298. 31.

¹⁰⁹⁾ Ibid, p. 112, para. 298. 8 and p. 123.

¹¹⁰⁾ Ibid, p. 123.

¹¹¹⁾ Ibid. p. 125.

第2節に定めるいずれかの手続、又は他の紛争解決手続に相互の同意によって付さなければならない。ただしそのような合意が達さない場合、残りの唯一の義務は第283条1項に定める「意見を交換する義務」となる¹¹²⁾。

なお第298条1項(a)号(i)目が、この条約の効力発生の前に生じた紛争を 義務的調停の対象外と定めることに注意しなければならない¹¹³⁾。主な理由 は、条約の効力発生の前に生じた紛争が「この条約の解釈又は適用に関する| カテゴリに属さないので、もちろん第15部の規定によって規律されないとい うわけである。さらに「未来の | 紛争のみを義務的調停に限定するとする交 渉国は、当事国に対してかつての紛争の再開又は古い領域的主張の復活を掻 き立て、それにより存在している状況を不安定させることを懸念するからで ある1140。したがって海洋法条約の効力発生の後に生じた、海洋境界画定、 歴史的湾又は歴史的権原に関する紛争が義務的調停に付されるが、それらの 紛争のち、義務的調停から除外されるのは、以下の3種類。①混合的紛争と は、大陸又は島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争につ いての検討が必要となる紛争、②当事者間の取決により最終的に解決されて いる紛争、③紛争当事者を拘束する二国間の協定に従って解決することとさ れている紛争¹¹⁵⁾。第298条1項(a)号管轄権除外宣言により、この3種類の 紛争が義務的調停に付さないことは明白である。しかし単純な海洋境界画定 を行う前に解決すべき他の紛争が義務的手続から除外されるかどうかは明白 ではない。たとえば、中国は、「海洋権利の主張…など…これらの問題は海 洋境界画定の不可分の一部をなしている | と主張している¹¹⁶⁾。そのような 紛争が義務的調停から留保される混合的紛争であるが、南シナ海事件から、

¹¹²⁾ *Ibid*, p. 134, para, 298. 31. ということは、義務的手続を提起することになる。仲裁裁判の場合、 裁判所は調停委員会の報告書に基づいて海洋境界画定を行うことになろう。

^{113) 「…}このような紛争がこの条約の効力発生の後に生じ…この問題を附属書 V 第二節に定める調停に付することを受け入れる。」*Ibid*, p. 133, para, 298, 31.

¹¹⁴⁾ *Ibid*, pp. 123-124. つまり海洋法条約の発効前に確定された海洋境界画定は、義務的調停に 提出しない。もちろん義務的手続に提出することもなかろう。

¹¹⁵⁾ Ibid, p. 133, para. 298. 31.

^{116) 《}立场文件》注38) パラグラフ66。

必ずしも義務的手続の対象外となるとは限らないことが明らかになった。

実際、チャゴス諸島海洋保護区事件では、仲裁裁判所は「もっとも、大陸 又は島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争についての検 討が必要となる紛争については、当該手続 [調停] に付さない」という判断 において、書きかっこを使って[調停]のことを強調した¹¹⁷⁾。さらに、同 裁判所は、領有権問題が確実に海洋境界画定又は歴史的権原の主張に関する 紛争の付随問題 (genuinely ancillary) である場合、裁判所の管轄権範囲に 該当しうると説明した1180。しかし、ボイル教授は、海洋法条約の下の裁判 所は回避できる限り、そのような紛争を取り扱わないと指摘している¹¹⁹⁾。 また同教授は、両紛争当事国は、南シナ海事件において、海洋法条約の下の 裁判所が領有権問題に対して管轄権を有しないことを前提としているが、そ れは、海洋境界画定を行う際に領有権問題の決定が必要となる場合、海洋法 条約の下の裁判所が管轄権を有するかどうかについての答案ではないとし、 それ(領有権問題)にともなう不確実性は、協定やICJ規定第36条2項によ る宣言、ボゴタ規約などに依拠し、事件を ICJ へ提起する原因の一つとなる と指摘している 1200 。したがって、海洋法条約の下の混合的紛争に関しては、 領有権問題が海洋境界画定に関する紛争の付随問題になる場合とならない場 合があると考えられる。前者は取り扱われない傾向にあるのに対し、後者は 管轄権を有しないとされる。とはいえ、領有権問題が存在するかしないかは、 紛争を義務的手続から除外するための決定的要素ではないことは明らかであ る。たとえば南シナ海事件において、仲裁裁判所は、領有権問題についても、 海洋境界画定問題についても取り扱わず「島」又は「岩」から生じる海洋権

¹¹⁷⁾ Chagos Marine Protected Area Arbitration, supra note 106, pp. 88-89, para. 214. [hereinafter referred to as Chagos Marine Protected Area Arbitration]

¹¹⁸⁾ Ibid, pp. 89-90, para. 218. ただし仲裁裁判所は、本件は海洋境界画定に関する紛争の事件ではないので、審理する必要がないとした。またチャゴス諸島の領有権紛争は、海洋法条約の解釈又は適用に関する紛争ではないので、管轄権を有しないとした。Ibid, p. 90, para. 219 and 221.

¹¹⁹⁾ Boyle, *supra* note 4, p. 196.

¹²⁰⁾ *Ibid.* p. 195.

原の取得について取り扱った。それは海洋法条約の解釈又は適用に関する紛争であるため、裁判所は管轄権を有するからである。したがって中国は「中国の2006年の宣言の目的及び効果は、特定の事項に対して義務的手続を完全に排除することである」と主張しても、裁判所は認めなかったのである¹²¹⁾。

2 第281条

前に述べられたように、当事者管轄権は事項的管轄権に先立つ問題である。 たとえば、みなみまぐろ事件の紛争が、当事者管轄権に関する問題である。 裁判所は、本件の紛争が CCSBT 条約の解釈に関する紛争か又は海洋法条約 の解釈に関する紛争かについて決定するには、事項的管轄権(jurisdiction ratione materiae)を決めなければならないとし¹²²⁾、海洋法条約第311条 2 項、 5 項及び条約法条約30条 3 項を引用し、当該紛争は、CCSBT を中心としつ つも、海洋法条約上でも生じていると判示した¹²³⁾。

しかし、中核となるのは、海洋法条約第281条をめぐる問題である。それが当事者管轄権に関する問題と明言はしていないが、裁判所は海洋法281条と CCSBT 条約第16条について次のような解釈を行った。当事国が、第281条1項に定める2要件のいずれも充足する場合においてのみ、海洋法条約の義務的手続から排除できると判示している。第281条は、この条約の解釈又は適用に関する紛争の当事者である締約国が、「当該締約国が選択する平和的手段」によって紛争の解決を求めることについて合意した場合には、第15部に定める手続は、①当該平和的手段によって解決が得られず、かつ②当該紛争の当事者間の合意が他の手続の可能性を排除していないときに限り適用されると規定している1241。 CCSBT 第16条の文言には、第15部第2節を含め、いかなる手続の適用を排除する文言もないが、第16条においては、手続への

^{121) 《}立场文件》注38) パラグラフ72。

¹²²⁾ Southern Bluefin Tuna Case, supra note 50, p. 38, para. 48.

¹²³⁾ Ibid, pp. 40-41, para. 52.

¹²⁴⁾ Ibid, p. 42, para, 53.

明示的排除がないことは決定的なものではない¹²⁵⁾。第16条の意図するところは、第15部2節の義務的手続の適用を排除することにあり、つまりすべての紛争当事国の合意を得ない紛争解決手続の適用を排除することである¹²⁶⁾。海洋法条約の下の義務を意味し、及び CCSBT のような執行条約の下にある紛争が、第15部第2節の下で解決されなければならないと判示するならば、紛争を当事国が選択する手段によって解決すると定める執行条約の紛争解決規定は実質的な効果が奪われることになる¹²⁷⁾。よって、裁判所は管轄権を有しないと判示した。

しかし、南シナ海事件において、仲裁裁判所は「よりよい見解は、第281条がさらなる手続の排除に対して何か明確な声明を要求することとし、…『手続への明示的排除がないことは決定的なものではない』という多数意見は第281条が意図する意味と合致していない」と見解を改めた「288」。この判断に対して、中国国際法学会は、第281条に定める「排除」についての南シナ海事件仲裁裁判所の解釈が、みなみまぐろ事件仲裁裁判所の判断から完全に逸脱した見解を示したものと指摘している。同会は、「交渉により紛争を解決することについての比中両国間の合意は当該規定(すなわち第281条)にいう『排除』を構成するとし、…比中両国間のこの合意は、…CCSBT第16条と類似し…、二国間の文書及び宣言(すなわち南シナ海に関する関係国の行動宣言、以下、南シナ海行動宣言)第4条は、交渉により南シナ海の紛争を平和的に解決することを繰り返し、さらに直接の関係国間に行われると規定していることから、第三者たる紛争解決手続を明らかに排除している」と主張している「259」。

しかし、みなみまぐろ事件の決定的な判断根拠は、南極条約の「すべての

¹²⁵⁾ *Ibid*, p. 43, paras. 56–57.

¹²⁶⁾ *Ibid*, pp. 43–44, para. 57.

¹²⁷⁾ Ibid, pp. 21–22, para. 36 and pps.45–46, para. 63.

¹²⁸⁾ 中国国际法学会『南海仲裁案裁决之批判』(外文出版社、2018年), 136-137頁、パラグラフ 321。

¹²⁹⁾ 同上、138頁、パラグラフ326。

紛争当事国の同意を得て | という規定に依拠するものと考える。裁判所は、 CCSBT 第16条の文言は根本的に南極条約第11条の文言に由来し¹³⁰⁾、これら の規定は実質的に同一の内容であることを指摘し、南極条約を締結した国が、 国際裁判及び仲裁を支持するいくつかの国とそれを反対する一つの大国に分 かれたという観点から、これらの規定は義務的管轄権を排除すると意図され たものであることは明らかであると判示した¹³¹⁾。他方、当事国は、それら の合意において特定の手続に付するか、または、たとえ当該手続は解決へ導 かないとしても、排他的であり、他に付する手続はないと明示することもで きるとされる¹³²⁾。この判断によれば、南シナ海行動宣言第4条の趣旨及び 目的は、友好的な交渉・協議が唯一の紛争解決手段とすることを十分に主張 できないことは明らかである。第4条は、直接の関係国が友好的な交渉・協 議により紛争を解決できない場合、「武力の行使又は武力による威嚇に付さ ない」と禁止するだけで、CCSBT、南極条約において「それぞれの場合に すべての紛争当事国の同意を得て、解決のため国際司法裁判所に付託する| というような文言、又、同条が禁止することに違反した場合、どのように国 際責任を負うかについての規定が欠けているからである。したがって南シナ 海行動官言に対して拘束力の有する国際文書と認められるならば、当該官言 の当事国は、南シナ海事件後、たとえ手続への明示的排除がなくとも、少な くとも「すべての紛争当事国の同意を得て」というような文言を導入し、改 正する行動を取らなければならないと考える。

¹³⁰⁾ 南極条約第11条2項は、「前記の方法により解決されないこの種の紛争は、それぞれの場合にすべての紛争当事国の同意を得て、解決のため国際司法裁判所に付託する。もつとも、紛争当事国は、国際司法裁判所に付託することについて合意に達することができなかったときにも、1に掲げる各種の平和的手段のいずれかにより紛争を解決するため、引き続き努力する責任を免れない」と規定している。

¹³¹⁾ Southern Bluefin Tuna Case, *supra* note 50, p. 44, para, 58. この点から、南極条約、CCSBT の締約国は、紛争が生じる場合、第三者たる司法的解決の介入が難しく、小国にとって不利ではないかと考える。

¹³²⁾ Nordquist (ed.), *supra* note 5, pp. 23–24, para, 281.5.

3 第283条の「意見の交換」と「交渉」の関係

裁判所は、義務的手続に付託するには、第283条に定める「意見交換」の要件が充足されるかどうか検討しなければならないとしている¹³³。前にも述べたように、たとえ紛争が義務的調停に提出され、調停委員会の報告書に基づいて合意に達さない場合においても、義務的手続に提出しなければならない。もし手続に合意が達さない場合、残りの唯一の義務は第283条1項に定める「意見を交換する義務」となる。ここの「意見交換」とは手続の選択についてであろうか。

もっとも「意見交換」と「交渉」が同一のものと思われることが多い。「交渉」とは、紛争当事者が通常の外交経路を通じて意見交換を行うことによって紛争の解決を図る手段である「34」。したがって「交渉」と「意見交換」は容器と中身のようなものだと理解できよう。また、広義的「交渉」として、交渉が利用される場合は5つあり「355」、そこで広義的「意見交換」として「意見交換」が行われる場合は同じように次の5つある。①紛争が発生する前に事前に情報を共有し、意思疎通を行うことによって、紛争を予防するために行われる。②紛争の主題を明らかにするために行われる。③紛争解決手段について決定するために行われる。④紛争解決手段として行われる。⑤他の紛争解決手段によって得られた結論を執行するために、あるいは執行する方法について決定するために行われる。

しかし、第283条に定める「意見交換」とは、上記の③の場合のみを指している。したがって紛争当事者は「交渉その他の平和的手段による紛争の解決について速やかに意見の交換を行う」という文言について、紛争が生じる場合がある。そこで、第283条の解釈又は適用に関する紛争が、義務的手続を拒否する原因の一つとなる。たとえば、南シナ海事件において、裁判所は、

¹³³⁾ The Arctic Sunrise Arbitration, *supra* note 36, p. 34, para. 149.

¹³⁴⁾ 浅田正彦『前掲書』注9) 437頁。

¹³⁵⁾ 本稿では、交渉の利用に関する浅田教授の説明を借り、「交渉」にとって代わって「意見の交換」を使う。詳しくは浅田『前掲書』注9)437頁を見よ。

「第283条の適用に対して当事国の見解は、当該規定が意図された意味を時々 取り囲む不確実性を反映している | と指摘している 136)。他方、中国は、見 解書において、「フィリピンは、1995年以来、比中両国が今回の仲裁裁判に 付する請求事項について数回にわたり意見の交換を行ったが、紛争の解決に 至らなかったと主張している…実際、両国はこれまで一度もフィリピンが仲 裁裁判に付する請求事項について交渉を行ったことはない137) …紛争の解決 を目的としない意見交換は交渉とはならない138)。紛争に関する両国間の意 見交換は、主に紛争区域に起きる事件についてである [139]、そして「これま で中国とフィリピンが南シナ海問題をめぐって行われた意見交換は、フィリ ピンが提起した請求事項についてではない1400 | と述べている。中国は第283 条の「意見交換」とは②と④の場合を指していると考えることは明らかであ る。しかし、裁判所は、2012年の複数の書簡に基づいて、「フィリピンが仲 裁裁判手続に請求した両国間の紛争を解決する可能な手段について、当事国 が意見の交換を行ったことは明白である。…しかし、中国は、二国間ルート を通して協議することを堅持している。…当事国が意見を交換し、そして両 国間の紛争を解決するためのアプローチについて合意に達することができな かったことから、第283条の要件が充足されている」と認定している1410。

実際、裁判所は、「第283条は当事国に対して紛争を解決するための手段について意見交換を行うことを要求するが、交渉その他の平和的紛争解決の形式に実際に従事することを要求していない。本裁判所は、文脈の構成として、第283条は紛争の事実について交渉を行う義務を求めるものと解することができない」と判示している¹⁴²⁾。したがって、裁判所は、第283条は、つまり

¹³⁶⁾ Award of 2015, *supra* note 21, p. 115, para, 332.

^{137) 《}立场文件》注38) パラグラフ45。

¹³⁸⁾ 同上、パラグラフ46。

¹³⁹⁾ 同上、パラグラフ47。

¹⁴⁰⁾ 同上、パラグラフ49。

¹⁴¹⁾ Award of 2015, *supra* note 21, pp. 119–120, paras. 342–343.

¹⁴²⁾ Chagos Marine Protected Area Arbitration, supra note 106, pp. 147–148, para, 378; The Arctic Sunrise Arbitration (Netherland v. Russia), Award on Merits (2015), p. 34, para, 151.

④の場合、交渉を紛争解決手段として求めていないと判示していると結論で きる。

さらに、複数の仲裁裁判事件においては、③の「意見交換」の充足要件として、(1) 紛争当事国は交渉又はその他の方法により紛争を解決する可能性が尽くされたと結論できる場合、または(2) 意見交換はポジティブな結果を生じさせることができないと結論できる場合、意見交換を継続する義務はないと判示している¹⁴³⁾。言い換えれば、裁判所は、第283条にいう「意見を交換する義務」は紛争の内容(つまり、②の場合)についてではなく、紛争解決の手段(つまり③の場合)についてである。要するに、第283条にいう「交渉その他の平和的手段」という文言は、紛争解決手段として列挙されるものにすぎないと留意しなければならない¹⁴⁴⁾。

前に述べたように、「交渉」と「意見交換」は容器と中身のようなもので、共同の容器に投げ入れなくても、投げ出した中身のものは消えるというわけではない。たとえば、南シナ海事件において、中国が、フィリピンに対して「比中間における海洋上の問題をめぐる定期的な協議メカニズム」を構築するよう数回提案したが、フィリピンはそれに対応していなかった。また2012年のスカボロー礁事件後も、中国が両国間に信頼醸成措置の協議メカニズムを再開するよう提案したが、フィリピンは依然として対応してこなかった。それに対して、フィリピンは4月26日、スカボロー礁問題を第三者たる司法的機関に付託すると提案し、交渉により紛争を解決する意向は一向示さなかった¹⁴⁵。中国とフィリピンが紛争解決手段について意見交換を行ったこと

¹⁴³⁾ Southern Bluefin Tuna Cases, Order of 27 August 1999, para, 60; The MOX Plant Case, supra note 79, para, 60; Case Concerning Land Reclamation by Singapore in and Around the Straits of Johor, Provisional Measures, pp. 19–20, paras. 45–48. The Arctic Sunrise Arbitration (Netherland v. Russia), supra note 142, p. 35, para, 154. 「意見交換はポジティブな結果を生じさせることができないと結論できる場合」、一方的に義務的手続を提起することができるという判断は、被告の立場に立って考えておらず、客観的な判断であるかと考える。たとえば、みなみまぐろ事件がその例であろう。

¹⁴⁴⁾ したがって条約の文言が「an exchange of views regarding its settlement」であり、「an exchange of views regarding its subject-matter of disputes」ではない理由が分かる。

^{145) 《}立场文件》注38) パラグラフ48。

は明らかであり、「意見を交換する義務」を履行したが、ただし、その「意見交換」の結果はポジティブな結果を生じなかった。したがって裁判所は、(1) 各当事国は意見を交換し、そして(2) 当事国間の紛争を解決するための手段について合意に達さなかったと判示した¹⁴⁶⁾。

一方、「交渉」は「意見交換」の容器なので、交渉が行われたということは、中身のものが容器に投げられ、意見交換の義務が履行されているということである。たとえば、みなみまぐろ事件において、裁判所は、オーストラリア、ニュージーランド及び日本が数回にわたって交渉を行ったことから、第283条の要件が充足されていると判示している「47"。また「意見交換」の義務は、紛争が生じた早期段階においてのみならず、あらゆる段階においても継続されるものとされる「48"。みなみまぐろ事件において、オーストラリア、ニュージーランド及び日本は、仲裁裁判に付託することになっていながらも、これらの当事国は、司法的解決以外の手段を通じて意見交換を継続していた「49"。しかし、南シナ海事件において、中国は1995年から「二国間ルートを通して協議するとの立場を一貫して堅持してきて、紛争と関係しない国の介入を許さない」と主張してきた「50"。こうした主張は、中国が自ら選択した紛争解決手段しか認めないことを示している。しかし、国は他国によって特定の紛争解決手段を強制されることはないというものだから「551"、中国は紛争解決手段を選択する他国の自由を妨害することになっているのであろう。

¹⁴⁶⁾ フィリピンは多国間交渉又は海洋法条約が構築した第三者によるメカニズムを通して解決 するよう提案していたが、中国は二国間会談を堅持していた。Award of 2015, *supra* note 21, pp. 119-120, paras, 342-344.

¹⁴⁷⁾ Southern Bluefin Tuna Cases, supra note 50, para, 60; The MOX Plant Case, supra note 79, para, 55.

¹⁴⁸⁾ Nordquist (ed.), *supra* note 5, p. 29, para, 283.3.

¹⁴⁹⁾ Southern Bluefin Tuna Case, supra note 50, p. 47, para. 68.

¹⁵⁰⁾ Award of 2015, *supra* note 21, pp. 115–116, para. 334.

¹⁵¹⁾ 浅田正彦『前掲書』注9)435頁。またバルバドス対トリニダード・トバゴ仲裁裁判事件において、裁判所は「第278条から第280条は、平和的手段によって紛争を解決する締約国の一般的義務及び選択した手段によってそのようにする締約国の自由を規定している」と述べている。Barbados v. Trinidad and Tobago, *supra* note 7, p. 62, para, 200 (i).

4 海洋境界画定に関連する規定 (第74条・第83条)、第283条及び 第298条の関係

第298条1項によれば、締約国は、海洋境界画定などに関する解釈又は適用に関する紛争について義務的手続を受け入れないことを書面によって宣言することができる。(というか、義務的調停を受け入れることを宣言することになる。)しかし、宣言を行っていない紛争当事国はどうなるのか。第74条・第83条は、排他的経済水域・大陸棚の境界画定は、合意により行い、もし合理的な期間内に合意に達することができない場合には、義務的手続に付することを規定しているので、海洋境界画定に関する紛争を義務的手続に付するには、第④の場合に利用される交渉が行われ、そして失敗に終わることと、関係国の「相互の同意」が要件と主張する国がある。

バルバドス対トリニダード・トバゴ仲裁裁判事件において、バルバドスは2004年2月16日、トリニダード・トバゴとの交渉が失敗に終わった同日、仲裁裁判付託の通告を提出した。これに対して、トリニダード・トバゴは、海洋法条約第74条・第83条に基づく交渉は第283条に基づく「意見交換」とは全く異なるものであると強い不満を示した。海洋法条約第74条・第83条は、当事国が交渉に従事し、そして紛争が生じた場合に、そ(第15部の義務的手続)のような「意見交換」を行うことに一緒に同意しなければならないものとされ、いずれかの当事国が速やかに予告なしで第15部の手続に付すると想定されたものではないと主張した「52」。さらに、トリニダード・トバゴは、第283条2項に対するVirginia Commentaryの注釈を引用し、当該規定は、各当事国間における適当な協議を経る場合にのみ、当事国が紛争を一つの解決手段から他の手段、特に付属書VII 仲裁のような拘束力を有する決定を伴う手段へと転換しうることを確保するものとし、第283条2項は、バルバドスが交渉により紛争を解決する試みを終了し、そして当事国が迅速に意見の交換を行うことを求めるものと主張した「555」。

¹⁵²⁾ Ibid, pp. 20-21, para. 76.

¹⁵³⁾ *Ibid*, p. 21, para. 77.

しかし、裁判所は、次の見解を示した。第283条は海洋法条約全般に適用 され、「紛争が生じる」という状況のために想定された規定であり、つまり 紛争解決プロセスの第一歩は、紛争が起きているという地味な事実である。 しかし、第74条・第83条は別のプロセスに関する規定であり、海洋境界画定 を合意により行う義務を課せることである。当事国は必ず「交渉」に従事し、 しかし交渉によって合意に達することができない場合、第15部を適用するこ とになる。このような場合は、第15部(そして第283条)のプロセスの第一 歩ではない。その第一歩は、当事国が海洋境界問題の解決について交渉する ために合理的な期間を費やすことである1540。裁判所が述べているように、「第 283条1項の交渉による紛争解決の条件は、第74条・第83条に要求される交 渉に含まれている¹⁵⁵⁾ | また、「第283条1項は交渉により合意に達すること ができないと、当事国は、他の平和的手段による紛争解決について意見の交 換を行うために別に会合しなければならないと解されることは合理的なもの にはならない。要求された意見交換は失敗した交渉の中にも存在している (inherent)。したがって第283条は、周旋や調停などのプロセスを組織する ためにそのメカニズムについて一緒に討論することが求められる手続に適用 される…¹⁵⁶⁾。|「同様に、第74条・第83条は『紛争解決のための手続』が紛 争を解決せずに終了されたとき、第283条2項を適用すると考えられるが、 海洋境界画定についての交渉が失敗しかつ終了した後、その第283条2項に 明示されないさらなる意見交換のために、当事国が迅速に意見の交換を行う ことが要求されるのは、非現実的である1570。」「実際、海洋境界画定に関す る紛争の場合、第74条・第83条に基づいて合意により行われる画定する義務 が、第15部第1節の下における締約国の唯一の関連義務と重なる。その唯一 の関連義務は、交渉によりそれらの紛争を解決することである¹⁵⁸⁾。|「UNCLOS

¹⁵⁴⁾ Ibid, pp. 62-63, para. 201.

¹⁵⁵⁾ Ibid, p. 63, para, 202.

¹⁵⁶⁾ Ibid, p. 63, para. 203.

¹⁵⁷⁾ Ibid, p. 64, para. 205.

¹⁵⁸⁾ *Ibid.* p. 64, para, 206.

仲裁裁判手続に付託する一方的な権利は第287条により明示的に付与され、当該規定は『いずれかの当事国の要請により』解決されない紛争を仲裁裁判に付託されることを認め、…したがって第74条・第83条は、第15部の手続を利用する『関係諸国』(複数形で示される)について言及していて、第15部に定めるそれらの手続を指すもので、それらの手続は、紛争当事国の共同の行動を要求していることから、一緒に行わなければならないとして理解しなければならない。一方、それらの手続は一方的であると明示していることから、一方的な基礎に基づく援用は、第74条・第83条に読み取られうる共同の行動という暗示的な要求と一致するものではないとは考えられないのである「599。」要するに、関係国は、海洋境界画定について合意に達することができなかった場合、第283条にいう「意見を交換する義務」を充足しているとみなされる。これらの場合、「相互の同意」が求められるというより、関係国が義務的手続を通じて海洋境界画定問題の解決について協力の義務を履行しなければならないと理解すべきである。

さらに、モーリシャスとモルジブの海洋境界画定事件は、海洋法条約は、 当事国に対していかなる紛争についても交渉の義務を要求していないことを 明らかにした。モルジブは、第283条が、紛争が生じる場合、当事国に対し て意見を交換することを要求しているが、交渉の義務が要求に含まれないと している¹⁶⁰⁾。しかし海洋境界画定の場合は、モーリシャスが義務的手続を 開始する前に、モルジブと交渉しなければならないと主張している¹⁶¹⁾。こ れに対して、モーリシャスは、第74条・第83条は、当事国に対して、第15部 に定める手続を援用するには、交渉の義務を管轄権上の前提条件として求め ないと反論している¹⁶²⁾。さらに当事国間における海洋境界画定紛争は明ら かに合意により解決できないので、第15部に定める司法的紛争解決手段に付

¹⁵⁹⁾ *Ibid*, p. 64, para. 207. 判決文では、第287条と記しているが、『いずれかの当事国の要請により』という文言は第286条に規定されている。

¹⁶⁰⁾ Mauritius and Maldives, supra note 69, p. 76, para, 261.

¹⁶¹⁾ Ibid, p. 77, para. 263.

¹⁶²⁾ *Ibid.* pp. 76-77, para, 262.

することは正当であると主張している163)。

両当事国の主張に対して、裁判所は、「第83条1項は大陸棚の境界画定は、つまり、一方的な行動と区別し、当事国の合意により決定されると規定している。…当該規定は、大陸棚の境界画定に関する紛争解決のための方法を規定しているものではない。このことは2項の規定により明らかになる「164」と2017年のインド洋海洋境界画定事件判決(ソマリア対ケニア)を引用したうえで、いずれの国も一方的に海洋境界線を決定してはならないとし、交渉か又は第15部に付することにより合意に到達することは、衡平な解決を達成することに資するとしている「165」。また海洋境界画定について合意に到達するため誠実に交渉すると第74条・第83条が規定する義務は、関係国に対してそのような合意に到達することを要求していないと説明している「166」。最後に、裁判所は、第74条・第83条は、相互に強制するという方法で、関係国に対して排他的経済水域及び大陸棚を一方的に決定することではなく、合意により、又は合意に至らない場合、第15部に付することにより決定する義務を確立していると判示している「167」。

したがってこれらの判決から、第283条も第74条・第83条も当事国に対して実際の「交渉」を要求していないことが明らかになった。交渉に至らない場合又は合意に達することができない場合、①「意見交換」はポジティブな結果を生じさせることができないということと、②第三者による介入が必要であることになると考えられる。さらに第74条・第83条は締約国が一方的に海洋境界線を決定してはならないことを意味し、第298条管轄権除外宣言を行っていない当事国は海洋境界画定について合意に達することができない場合、調停に付する義務はないものの、相互の同意というより、相互の協力によって義務的手続に付する義務を負うこととなる。

¹⁶³⁾ *Ibid*, p. 82, para. 287.

¹⁶⁴⁾ *Ibid*, pp. 78-79, para. 270. 2017年の判決は先決的抗弁に関するものである。

¹⁶⁵⁾ Ibid. p. 79, paras, 271-272.

¹⁶⁶⁾ Ibid, p. 79, para. 273.

¹⁶⁷⁾ *Ibid.* p. 80. para, 275.

さらに、裁判所の解釈とは異なり、「意見交換」を「交渉」と理解している当事国があることは明らかになった。手続の選択を行っていない118カ国のうち、トリニダード・トバゴ、モルジブのように、海洋境界画定の問題が存在し、相互の同意なしで義務的手続に付してはいけないと思い込む国は存在しているのではないか。また第298条管轄権除外宣言を行っている41カ国のうち、中国のように、海洋境界画定問題に限って完全に義務的手続から除外できると思い込む国は存在しうる。たとえば、中国国際法学会は、南シナ海事件の後に出版された『南シナ海中裁裁判事件への批判』という本において、「意見交換とは、紛争に関する主題事項についてのものであり1680、…仲裁裁判所は、海洋法条約に定める意見交換を紛争解決手段についてのみと読み取り間違えている」と反論している1690。かくして南シナ海事件に生じる紛争の一部は、第283条の解釈又は適用に関するものであることが明らかになった。しかし、中国は比中両当事国が「紛争に関する主題事項について」意見を交換していないため、「意見交換」についての要件は充足していないとし、依然として裁判所の解釈を受け入れていないように見える。

IV 附属書 VII 仲裁から生じうる問題

これらの事件から、附属書 VII 仲裁が余剰的手続として提起されることが多く、しかし仲裁手続のままで進行したのは約2分の1であることが明らかになった。ソーン(Louis Sohn)教授は、海洋法条約に拘束力を有する決定を伴う義務的手続を導入する理由として、①いずれの国も、紛争を法の下に平等である原則が普遍する法的ルートに付託し、政治的又は経済的要素による不平等を防止すること、②海洋法条約の解釈及び適用の統一性を築くこと、③例外を可能な限りに制限し、紛争解決メカニズムを強化することと、④海洋法条約の不可分の一部であるように、紛争解決手続を同条約の本文に編入

¹⁶⁸⁾ 中国国际法学会『前掲書』注118) 141頁、パラグラフ331。

¹⁶⁹⁾ 同上、142頁、パラグラフ334。

することと説明している¹⁷⁰⁾。しかし附属書 VII 仲裁からみれば、上記の目的 を達成することができるのかについて検討してみよう。

1 国際社会における不平等の問題を防止するのか

紛争当事者が義務的手続に一方的に付託する権利を与える海洋法条約の目的は、締約国が他の締約国の一方的行為により被害を受けることを防止することにある。しかしアリソン(Graham Allison)教授は、「大国の慣行をみれば、このような国際仲裁裁判判決が遵守されないのが一般的」、「まず、いずれの国連安保理の常任理事国も海洋法条約に関する常設仲裁裁判所の判決を遵守したことはないことがみられる」、「実際、いずれの5常任理事国も、国際裁判所の判決がそれらの主権又は国家安全保障の利益に反する(と考える)場合、これを一度も受け入れたことはない」、「ハーグの国際仲裁裁判所その他の機関は弱小国のみに影響を与えるのが普通」などと指摘している「171」。

とはいえ、弱小国は、原告又は被告として仲裁手続に参加する際、国際訴訟経験を欠いて、経済的に限られる一方、他国(通常、大国)の専門家に依頼しなければならない場合、一方的に付託する権利を放棄するかそれとも準備不足のまま応訴するか、が問題となる。附属書 VII 第7条は、「仲裁裁判所の費用は、紛争当事者が均等に負担する」と規定している。アークティック・サンライズ号事件と南シナ海事件の仲裁手続規則(Rules of Procedure)は「仲裁裁判所は、請求金額が請求書受領後45日以内に全額支払われない場合には、いずれかの当事者に対して請求の支払いを行うよう通知することができる。仲裁裁判所は、当該支払いが行われない場合、手続の停止又は終了を命ずることができる」と規定している。したがって、被告が応訴しない場

¹⁷⁰⁾ Louis Sohn, 'Settlement of Disputes Arising out of the Law of the Sea Convention', San Diego Law Review, No. 12 (1975), pp. 516-517. 姜『前掲書』注1) 1647頁。

¹⁷¹⁾ Graham Allison, Of Course China, Like All Great Powers, Will Ignore an International Legal Verdict, at https://thediplomat.com/2016/07/of-course-china-like-all-great-powers-will-ignore-aninternational-legal-verdict/ (as of September 22, 2022)

合、原告は義務的手続の執行を徹底するために被告の分まで負担しなければならないことになる。この点から、弱小国はとって経済的不平等を阻止することができるのかは疑問に思う。たとえば、オランダは30万ユーロの保証金を支払った¹⁷²⁾。南シナ海事件では、フィリピンがいくら支払ったかについての言及はないが、訴訟のため保証金を含め、相当な費用が掛かったとされる¹⁷³⁾。

また附属書 VII 第11条は、「紛争当事者が上訴の手続について事前に合意する場合を除くほか、仲裁判断は、最終的なものとし、上訴を許さない」と規定している。したがって、被告が最初から仲裁裁判手続に参加しないと、紛争当事者は上訴の手続について事前に合意することは不可能である。そこで弱小国の原告が訴訟費用の全額を負担する場合、仲裁裁判の結果は思うとおりにならなかったら、不満が生じうる。さらに附属書 VII 仲裁裁判の利用に対して、将来の紛争当事者の意欲へ影響を与えうる。実際、アークティック・サンライズ号事件も南シナ海事件も、いずれの事件においても、原告が全面勝訴した。この点から、原告提訴国が訴訟費用の全額を負担した場合、原告の請求に対して不利な判決が下らないという批判がありうる。

かくして、義務的仲裁裁判は政治的又は経済的な関連要素による不平等を防止することができるのか。たとえば、「中国が事件に対して異議を申立てず、手続に参加せず、これを領有権及び海洋境界画定をめぐる紛争と一方的に認定し…そうした強硬な対応…」と姜教授が指摘するように「1741、中国の欠席戦術は、大国が国際法を遵守しないというネガティブなイメージしか与えない。一方、国の利益を弁護する権利を放棄するともいえる。しかし22件の仲裁裁判事件から、先進国又は英語圏の新興国の利用が多かったことは明らかになった。これに対して、言語的デメリットがあり、国際訴訟経験を欠いている非インド・ヨーロッパ語族の国は、紛争があっても仲裁裁判の利用に対

¹⁷²⁾ The Arctic Sunrise Arbitration (Netherland v. Russia), *supra* note 36, p. 32, para. 6.

¹⁷³⁾ Award of 2015, *supra* note 21, p. 32, para. 98.

¹⁷⁴⁾ 姜注42)。

して消極的に対応することになるのも当然であろう。

2 海洋法条約の解釈及び適用の統一性を築くのか

ソーン教授が指摘するように、義務的手続は、海洋法条約の解釈及び適用の統一性を築くことを目的としている。海洋法条約の起草過程において、一部の国は、国際判例の統一性が必要であり、複数の法庭による判決は抵触する恐れがあると強調し、海洋法の紛争に関する管轄権を国際司法裁判所へ付与すべきと主張した¹⁷⁵⁾。しかし新興諸国や社会主義国がそうした主張を受け入れなかった。かくして第287条が妥協の産物として成立された。しかし、一部の国の主張のように、当該規定によるフォーラムショッピング問題が起きているのか、附属書 VII 仲裁裁判所による解釈が国際判例法の統一性に支障をきたしているのか、又は仲裁裁判所によって下される諸判決が抵触するのか、が問題となる。

国際法学者は仲裁裁判所の役割について常設裁判所を補助するものと考えている。たとえば、ボイル教授は、仲裁裁判の根本的意図は、各紛争当事国が1人のアドホック裁判官(judge ad hoc)を任命し、ITLOSの法廷を組織することであると指摘している。またこのシステムの理論は、仲裁裁判所ではなく、ITLOSのアドホック法廷がフォーラムとして好まれることを意味している。さらに ITLOS の利用が無料であることに対して、仲裁人と常設仲裁裁判所は費用が高いことから、ITLOS の法廷を選択せずに附属書 VII に基づく仲裁裁判を選択することはなかろうと述べている「760」。たとえば、仲裁による出費を回避するために ITLOS へ移管するメカジキ事件がその例である「770」。けれども、このシステムの理論について締約国は詳しくないように思われる。本稿では、20件の義務的仲裁裁判事件のうち ITLOS へ移管されるのは7件にとどまっていることが明らかになった。

¹⁷⁵⁾ Nordquist (ed.), supra note 5, p. 41.

¹⁷⁶⁾ Boyle, *supra* note 4, p. 190.

¹⁷⁷⁾ Ibid, p. 190.

さらに、ボイル教授は、仲裁裁判所は ITLOS ほど権威性を持たない点を 指摘している。2012年のベンガル湾事件において、バングラデシュは、ミャ ンマーに対して、ITLOS の全員法廷(full Tribunal) へ移管することを説得 した「178」。主な原因は2つある。第1に、一般的重要性を有する法にともな う新たな問題(すなわち外部大陸棚の境界画定)は、さらに権威性のある法 廷が取り扱うことを、紛争当事国が期待し、アドホック仲裁裁判所が正しい フォーラムとはされなかったのである。第2に、ITLOS が速やかに審理でき ることである。たとえば、ITLOS 裁判官のうち3人の裁判官がその後の2014 年のベンガル湾仲裁裁判事件において仲裁人として参加した。そのため、自 らの判決の統一性を保持することがもちろんであると指摘している¹⁷⁹⁾。他 方、仲裁人と比較して、常設の裁判所は、正確な任務を果たすと認識し、制 度的担保を有するものであり、裁判官の決定が繰り返されるので、それを簡 単に逸脱することを選択肢とはされないのが通常である。他方、仲裁人は事 件ごとに判断を決定すればいい。たとえば、南シナ海事件において、仲裁人 たちは、フィリピンの請求事項を解決することに着目し、海洋法条約第121 条3項の解釈が人類の共同の財産に集中しているものの、当該条項に関する 国家実行ならびにその趣旨及び目的を見過ごしていた1800。

しかしICJもITLOSもこうした問題を簡単に回避することはできない¹⁸¹⁾。西村教授は、意図的に選択を行っている国家の多くは既存の常設の裁判所を志向する傾向にあり、イタリア及びベルギーは、裁判所選択宣言に際して、組織的継続性を有する常設の裁判所がもつ信頼性に言及していると

¹⁷⁸⁾ *Ibid*, p. 191. しかし Notification of Special Agreement に参照すれば、ITLOS への移管について提案したのはミャンマーである。

¹⁷⁹⁾ Boyle, *supra* note 4, p. 191. 3人の裁判官は、Rüdiger Wolfrum 裁判官、Thomas A Mensah 裁判官及び Jean-Pierre Cot 裁判官である。

¹⁸⁰⁾ 裁判所は、最初から「海洋法条約第121条 3 項は人類の共同の財産への侵害を防止するため の規定である」とする中国の主張に依拠し、そしてフィリピンの主張を裏付ける他の国の宣言 や発言を提示した。Award of 2016, *supra* note 46, p. 197, para, 452.

¹⁸¹⁾ Boyle, *supra* note 4, p. 191.

指摘している 182 。確かに、これは、附属書 VII 仲裁裁判所の管轄権排除を明示的に又は暗示的に示しているのは12ヵ国であるという本稿の発見と裏付けている。

そこで、第278条によるフォーラムショッピングはあまり問題とならないが、附属書 VII 仲裁裁判所による解釈が国際判例法の統一性に支障をきたしうる、又は仲裁裁判所によって下される諸判決が抵触しうることは明らかになった。上記の2事件からも、一般的重要性を有する法による新たな問題を解決する際に、経済的平等性並びに条約の解釈及び適用の統一性のため、いずれの紛争当事国も、ミャンマーとバングラデシュのように、常設の裁判所の利用を検討するのが賢明であろうことが明らかになった。

3 紛争解決メカニズムを強化するのか

本稿では、ヨーロッパ連合やヨーロッパ諸国が紛争当事者となった8件の仲裁裁判事件のうち4件は手続終了に終わったことが明らかになった¹⁸³⁾。また新興国が紛争当事国となった仲裁裁判事件は、ITLOSへ移管されたかどうかを問わず、いずれも最終的に手続を完了した¹⁸⁴⁾。さらに、多くのヨーロッパ国は、海洋法条約が採択される前に又は効力発生の前に、海洋境界に係る紛争について、取決めによって最終的に解決している、又は協定によって解決している。ということは、仲裁裁判を通じて、紛争解決メカニズムを強化するのが非ヨーロッパ国であり、海洋法条約に関する仲裁裁判の解釈又は適用は、非ヨーロッパ国を拘束することになる。ヨーロッパ国が仲裁裁判の紛争当事者になる場合、手続終了になることが多いことから、仲裁裁判を通じて紛争解決メカニズムを強化するのが難しいように思われる。

¹⁸²⁾ 西村「前掲論文」注2) 38頁。

¹⁸³⁾ メカジキ事件 (EU)、MOX プラント事件 (アイルランド、イギリス)、大西洋ニシン仲裁 裁判事件 (フェロー諸島) 及び M/T "San Padre Pio" 号事件 (スイス)。

¹⁸⁴⁾ ジョホール海峡及びその周辺海域におけるシンガポールによる埋め立てに関する事件及び リベルタード号事件を除く。

4 仲裁判決が、海洋法条約の不可分の一部となるのか

仲裁裁判所は国際司法裁判所の判決又は前の仲裁裁判所の判断を引用する。しかし、国際法学者も国も仲裁裁判に対してあまり信頼しないように思われる。本稿では、海洋法条約の下で、義務的仲裁は、ほとんどの締約国にとって、選択せざるを得ない余剰的手続であることが明らかになった。たとえば、仲裁人の任命さえが問題になりうる。ボイル教授は、自ら仲裁人を任命する方法は必ずしもいいことではなく、被告に不利になりうると論じている¹⁸⁵⁾。確かに、南シナ海事件において、最初に任命された M. C. W. Pinto 裁判官は、その夫人がフィリピン国籍であるため、「外観に基づく偏見の基準」をめぐる批判を回避するかのように任命を辞退したが、当該事件は依然として多くの批判を浴びていた。

したがって、事件ごとに組織される仲裁裁判所とその判断は、例外を可能な限りに制限するが、海洋法条約の一部に溶け込むのが難しいであろう。たとえば、ローターパクト(Hersch Lauterpacht)裁判官は、仲裁裁判所のパネルから選出された仲裁人の決定が、紛争当事者間の紛争を処理する目的以外に適用されるという確信はなく、仲裁裁判のデメリットとは依然として関連していると指摘している。国際裁判所の主要な任務の一つは、国際法の発展及び明文化であり、これも1920年に常設裁判所の創立の重要な理由の一つとなる¹⁸⁶。

附属書 VII 第11条は、「紛争当事者が上訴の手続について事前に合意する場合を除くほか、仲裁判断は、最終的なものとし、上訴を許さない」と規定しているが、国際仲裁裁判の実行から、判決が下された後に、当事国が原判決の既判力によって妨げられず、新たな条約を締結し、原判決を修正する、又は新たなコンプロミーによって上訴を提起することができることが明らか

¹⁸⁵⁾ Boyle, *supra* note 4, p. 190.

¹⁸⁶⁾ *Ibid.* p. 192.

である 187 。たとえば、1950年のオリノコ汽船会社(Orinoco Steamship Company)事件では、米国は、「法と事実に関する基本的誤りを含む」とし、原審のバージ(C. A. H. Barge)裁判官の判決が無効であると主張した。そこで米国はベネズエラと新たにコンプロミーを締結し、原審の有効性審査を求めて PCA に事件を付託した。PCA は原審の判決の「部分的な無効」を認めた 188 。ただし、この事件を含め、少なくとも3つの判決においては、仲裁人の判断が正しいかどうかを判定する仲裁判決の上訴ではなく、原審が無効かどうかを決定するための無効確認訴訟(le recours en nullité)であることが示されている 189 。

さらに附属書 VII 第10条は、「仲裁裁判所の仲裁判断は、紛争の対象となっている事項にのみ及ぶものとする」と規定している。ノードクイスト教授は、これは他の国際仲裁に要求される以外の新しい規定であり、形式上にも手続上にも厳格なものであると評価している。この文言はすべての判決文に適用されるか、あるいは命令的条項にのみ適用されるかは明確ではない。したがって実質的な規定の導入により、判断の有効性に異議を申し立てることが可能であると述べている¹⁹⁰⁾。この説明から、附属書 VII 仲裁判断が海洋法条約の一部に溶け込むのかについて国際法学者の態度が消極的であることが窺える。

V おわりに

「拘束力を有する決定を伴う義務的手続」は海洋法条約の最大の革新とされ、その附属書 VII による仲裁裁判がデフォルトの義務的手続とされているのは、義務的手続を受け入れる交渉国とそれを拒否する交渉国の間に生まれた妥協の産物である。したがって拒否国が被告となったとき、仲裁裁判所は

¹⁸⁷⁾ 玉田『前掲書』注44) 174-175頁。

¹⁸⁸⁾ 同上、175-176頁。

¹⁸⁹⁾ 同上、176-177頁。

¹⁹⁰⁾ Nordquist (ed.), *supra* note 5, pp. 434–435, A, VII, 16 and 18.

管轄権を有しないと主張するほか、欠席することがある。それは、海洋法条約は、ICJ 規程とは反対の性質を有するということが一般的に理解されていないからであろう。締約国は、海洋法条約の下で、義務的管轄権を受諾することが原則、同意付託が例外ということである。簡単に言えば、当事国間に共同の紛争解決手段を決定することができない場合、いずれかの当事国は、第286条に基づくというより、第283条に定める要件の充足として、義務的手続を提起することができる。選択的手続又は余剰的手続によって決定される裁判所が管轄権を行使するが、被告はこの義務的手続に参加し、抗弁する権利を有する。

海洋法条約の下で、附属書 VII による仲裁裁判は2つの形式で存在している。選択的手続であれ、余剰的手続であれ、実際、すべての締約国は第2の同一の手続が仲裁裁判である。また、ほとんどの締約国は手続の選択を行っておらず、仲裁裁判をデフォルトの義務的手続としているように見えるが、実際、他の条約や協定によって第1の同一の手続を選択している国はある。さらに仲裁裁判を提起された後にも、第1の同一の手続を選択することもできる。しかし仲裁裁判に代わって、ITLOS の特別裁判部を利用する方法があることは広く知られていないとの指摘がある。

また、海洋法条約の規定が相互関連し、それぞれの条文が長たらしいことが、紛争当事国の紛争問題になり、附属書 VII 仲裁裁判所には管轄権がないと主張する原因の一つであることが明らかになった。たとえば、第283条が紛争当事国間に最も紛争になりやすい規定である。さらに第281条、第297条及び第298条間の関係、海洋境界画定に関する規定(第74条・第83条)、第283条及び第298条間の関係、「紛争と混乱を生み出すための完全なレシピ」と称される第121条3項など、これら非常に重要な規定に対して解釈を行ったのは、仲裁裁判所である。しかし事件ごとに組織される仲裁裁判それ自体の性質によりこれら規定に対しての解釈にニュアンスがあるとの批判がある。したがって、一部の国は、沿岸国の中核的な利益に関する第298条に対して、附属書 VII 仲裁裁判所の管轄権排除を明示的に又は暗示的に示し、常

設の裁判所に付託する傾向にある。

また、本稿では、仲裁裁判を通じて、紛争解決メカニズムを強化するのは 非ヨーロッパ国であり、海洋法条約に関する仲裁裁判の解釈又は適用は、非 ヨーロッパ国を拘束することが明らかになった。仲裁裁判の積極的な利用は、 抵触する判決又は締約国間におけるダブル・スタンダードをもたらす恐れが ある。海洋法条約の解釈及び適用の統一性並びにその安定性を維持するため に、仲裁裁判の利用を避けるべきである。

最後に、附属書 VII 仲裁裁判は、最後の担保として利用されると位置づけるべきであろう。附属書 VII 仲裁裁判が一方的に開始された場合、その利用に対して、積極的な意味をいえば、紛争が生じた後にも紛争当事者が誠実に意見を交換するよう求められることである。訴訟の圧力を感じる被告が仲裁裁判以外の手続・手段について意見を交換し、第1満足の手続・手段に合意するように努力する事案が多い。また紛争当事国は自国の権益を保護するために欠席することを避けるべきであると考える。

表 1	附尾書 \	VII 仲裁裁判に関する	謝重性

手続 選択	年/事件	原告 (自国の選択)	被告 (自国の選択)	備考
2件の手続な	2016/2020黒海、アゾ フ海及びケルチ海峡 における沿岸国の権 利に関する紛争事件	ウクライナ (ICJ 以外)	ロシア (ICJ以外)	ロシアが先決的抗弁を 提起し、却下された。 本案係属中。
の手続を受けている	2019/2022ウクライナ海軍船舶及び船員の抑留に関する紛争事件	ウクライナ	ロシア	ロシアが先決的抗弁を 提起し、却下された。 本案係属中。

同一の手続を受けていない11件	1997/1999サイガ号 事件	セントビンセ ント・グレナ ディーン (ITLOS)	ギニア	ITLOS へ移管すること に合意した。ギニアは 管轄権抗弁を提起した。
	1999/2000みなみま ぐろ事件	オーストラリア(ITLOS、 ICJ)、NZ	日本	日本が先決的抗弁を提 起し、認められた。
	2000/2009メカジキ 事件	チリ (ITLOS、 附属書 VIII)	EU	両当事国はITLOS特別裁判部へ移管することに合意したが、その後手続終了を要請した。
	2001 MOX プラント 事件	アイルランド	イギリス (ICJ)	アイルランドが手続終 了を要請した。
	2011 M/V Virginia G 号事件	パナマ (ITLOS)	ギニアビサウ (ICJ拒否)	パナマが ITLOS への 移管を提案し、両当事 国は合意した。
	2014タイセイヨウニ シン事件	フェロー諸島 (ICJ)	EU	両当事国は手続終了を 要請した。
	2013/2017アークテ ィック・サンライズ 号事件	オランダ (ITLOS、 ICJ)	ロシア	ロシアが管轄権を有し ないと主張し、欠席し た。
	2013リベルタード号 事件	アルゼンチン (ITLOS、附属 書 VIII)	ガーナ	両当事国は手続終了を 要請した。
	2015/2020Enrica Lexie 号事件	イタリア (ITLOS、 ICJ)	インド	インドは答弁書おいて 抗弁と反訴を提出した。
	2010/2015チャゴス 諸島海洋保護区事件	モーリシャス	イギリス (ICJ)	イギリスが先決的抗弁 を提起し、却下された。
	2019 M/T "San Padre Pio"号事件	スイス (ITLOS)	ナイジェリア	両当事国はITLOSに移管し、管轄権などの 抗弁は本案で提出する ことに合意したが、そ の後手続終了を要請し た。

手続の選択を行っていない9件

2003/2005ジョホール海峡事件	マレーシア	シンガポール	当事国は紛争解決につ いて協定を締結し、手 続終了を要請した。
2006バルバドス及び トリニダード・トバ ゴ事件	バルバドス	トリニダード・トバゴ	トリニダード・トバゴ は答弁書において抗弁 を提出した。
2007ガイアナ及びスリナム事件	ガイアナ	スリナム	
2012ベンガル湾事件	バングラデシュ	ミャンマー	ミャンマーが ITLOS への移管を提案し、両 当事国は ITLOS 管轄 権受諾宣言を行った。
2014ベンガル湾仲裁 事件	バングラデシュ	インド	
2014大西洋海洋境界画定事件	ガーナ	コートジボ ワール	2014年12月3日、当事 国はITLOS特別裁判 部への移管に合意し た。(ガーナは2014年 9月22日、2009年12月 5日付けの宣言を廃棄 した。)
2013/2016 Duzgit Integrity 号事件	マルタ	サントメ・プリンシペ	附属書 VII 第3条に準 じて、裁判所は3名の 裁判官から組織された。
2013/2016南シナ海 事件	フィリピン	中国	中国が管轄権を有しないと主張し、欠席した。
2021モーリシャスと モルジブの海洋境界 画定事件	モーリシャス	モルジブ	両当事国はITLOS特別裁判部への移管に合意した。モルジブが分離審理で先決的抗弁を提起し、却下された。